

### 基本計画書

基本計画										
事項	記入欄							備考		
計画の区分	大学の収容定員に係る学則変更									
フリガナ設置者	がっくおがっくおがっくお 学校法人 純美禮学園									
フリガナ大学の名称	しがんがががが 滋賀短期大学									
大学本部の位置	滋賀県大津市竜が丘24番4号									
大学の目的	本学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、心技一如の建学の精神の基に、豊かな教養と実践的な専門の知識と技術を授け、もって社会の発展と文化の向上に貢献する人を育成することを目的とする。									
新設学部等の目的	学齢人口の減少と4年制大学への進学率の上昇により、短期大学進学者数は全国的に漸減する見込みである。滋賀県にあっては、学齢人口の減少幅が全国平均に比べ小さく、短期大学志願者の県内進学率が高いことから、今後も一定規模の進学者数が見込まれる。以上の背景及び本学の過去5年の入学者数の推移から、現状の4学科を健全に維持するために、入学定員を250人とする。									
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設時期及び開設年次	所在地		
	生活学科	2年	70【10】 (80【10】)	—	140【20】 (160【20】)	短期大学士（生活学）	令和6年4月第1年次	滋賀県大津市竜が丘24番4号		
	幼児教育保育学科	2年	80 (100)	—	160 (200)	短期大学士（幼児教育保育学）	令和6年4月第1年次	同上		
	ビジネスコミュニケーション学科	2年	100【20】 (120【20】)	—	200【40】 (240【40】)	短期大学士（ビジネス）	令和6年4月第1年次	同上		
	計	—	—	—	—	—	—	—		
同一設置者内における変更状況 (定員の移行、名称の変更等)										
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数					卒業要件単位数			
		講義	演習	実験・実習	計	単位				
		科目	科目	科目	科目	単位				
教員組織の概要	学部等の名称		専任教員等					兼任		【】の中の数は学科連係課程実施学科と連係協力学科を兼ねる専任教員。  ◇の中の数は学科連係課程実施学科のみに従事する専任教員。
			教授	准教授	講師	助教	計	助手	教員等	
	新設	生活学科	3 【2】 (3) (2)	0 【0】 (0) (0)	3 【0】 (3) (0)	0 【0】 (0) (0)	6 【2】 (6) (2)	4 【0】 (4) (0)	56 (56)	
			5 (5)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	8 (8)	0 (0)	57 (57)	
			5 【2】 (5) (2)	1 【0】 (1) (0)	1 【0】 (1) (0)	1 【1】 (1) (1)	8 【3】 (8) (3)	0 【0】 (0) (0)	53 (53)	
			13 【4】 (13) (4)	4 【0】 (4) (0)	4 【0】 (4) (0)	1 【1】 (1) (1)	22 【5】 (22) (5)	4 【0】 (4) (0)	- (-)	
	既設	デジタルライフビジネス学科	0 【4】 (0) (4)	0 【0】 (0) (0)	2 【0】 (2) (0)	0 【1】 (0) (1)	2 【5】 (2) (5)	0 【0】 (0) (0)	48 (48)	
			0 【4】 (0) (4)	0 【0】 (0) (0)	2 【0】 (2) (0)	0 【1】 (0) (1)	2 【5】 (2) (5)	0 【0】 (0) (0)	- (-)	
	合計		13 (13)	4 (4)	6 (6)	1 (1)	24 (24)	4 (4)	- (-)	
	教員以外の職員の概要	職種		専任		兼任		計		
事務職員		20 (20)	10 (10)		30 (30)					
技術職員		0 (0)	0 (0)		0 (0)					
図書館専門職員		1 (1)	5 (5)		6 (6)					
その他の職員		1 (1)	— (—)		1 (1)					
計		22 (22)	15 (15)		37 (37)					

校 地 等	区 分	専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計					
	校 舎 敷 地	12,681 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	12,681 m <sup>2</sup>					
	運 動 場 用 地	2,836 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	2,836 m <sup>2</sup>					
	小 計	15,517 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	15,517 m <sup>2</sup>					
	そ の 他	5,236 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	5,236 m <sup>2</sup>					
合 計	20,753 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	20,753 m <sup>2</sup>						
校 舎		専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計					
		12,813 m <sup>2</sup> ( 12,813 m <sup>2</sup> )	0 m <sup>2</sup> ( 0 m <sup>2</sup> )	0 m <sup>2</sup> ( 0 m <sup>2</sup> )	12,813 m <sup>2</sup> ( 12,813 m <sup>2</sup> )					
教 室 等	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設					
	室	室	室	室 (補助職員 人)	室 (補助職員 人)					
専 任 教 員 研 究 室		新設学部等の名称		室 数						
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕 冊	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標本 点			
		( )	( )	( )	( )	( )	( )			
	計	( )	( )	( )	( )	( )	( )			
図 書 館		面積	閲覧座席数	収 納 可 能 冊 数						
		m <sup>2</sup>								
体 育 館		面積	体育館以外のスポーツ施設の概要							
		m <sup>2</sup>								
経 費 積 累 方 法 概 要	経 費 の 見 積 り	区 分	開設前年度	第 1 年 次	第 2 年 次	第 3 年 次	第 4 年 次	第 5 年 次	第 6 年 次	図書費には電子ジャーナル・データベースの整備費(運用コスト含む)を含む。
		教員1人当り研究費等		250千円	250千円	-千円	-千円	-千円	-千円	
		共同研究費等		4,500千円	4,500千円	-千円	-千円	-千円	-千円	
		図書購入費	1,500千円	1,500千円	1,500千円	-千円	-千円	-千円	-千円	
	設備購入費	16,000千円	20,000千円	20,000千円	-千円	-千円	-千円	-千円		
学生1人当り納付金	第 1 年 次	第 2 年 次	第 3 年 次	第 4 年 次	第 5 年 次	第 6 年 次	学生納付金は全学科同額			
	1,220千円	1,020千円	-千円	-千円	-千円	-千円				
学生納付金以外の維持方法の概要		私立大学等経常費補助金、寄付金、雑収入等								
大 学 の 名 称		滋賀短期大学								
既 設 大 学 等 の 状 況	学 部 等 の 名 称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度	所在地	
	生活学科	年	人	年次人	人	短期大学士(生活学)	0.86	昭和45年4月	滋賀県大津市竜が丘2-4番4号	
	幼児教育保育学科	2	100	-	200	短期大学士(幼児教育保育学)	0.80	昭和45年4月	同上	
	ビジネスコミュニケーション学科	2	120	-	240	短期大学士(ビジネス)	0.71	昭和62年4月	同上	
附属施設の概要		該当なし								

(注)

- 1 共同学科等の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」、「新設学部等の目的」、「新設学部等の概要」、「教育課程」及び「教員組織の概要」の「新設分」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 2 「教員組織の概要」の「既設分」については、共同学科等に係る数を除いたものとする。
- 3 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科又は高等専門学校学校の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「教室等」、「専任教員研究室」、「図書・設備」、「図書館」及び「体育館」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 4 大学の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「校地等」、「校舎」、「教室等」、「専任教員研究室」、「図書・設備」、「図書館」、「体育館」及び「経費の見積り及び維持方法の概要」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 5 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 6 空欄には、「-」又は「該当なし」と記入すること。

## 学校法人 純美禮学園 設置認可に関わる組織の移行表

### 学科収容定員変更

令和5年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	令和6年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由
滋賀短期大学				滋賀短期大学				
生活学科	80	—	160	生活学科	<u>70</u>	—	<u>140</u>	定員変更 (△10)  入学定員数のうち10名はデジタルライフビジネス学科定員数とする。
幼児教育保育学科	100	—	200	幼児教育保育学科	<u>80</u>	—	<u>160</u>	定員変更 (△20)
ビジネスコミュニケーション学科	120	—	240	ビジネスコミュニケーション学科	<u>100</u>	—	<u>200</u>	定員変更 (△20)  入学定員数のうち20名はデジタルライフビジネス学科定員数とする。
デジタルライフビジネス学科	(30)	—	(60)	デジタルライフビジネス学科	(30)	—	(60)	( )の中の数は学科連係課程実施学科定員数
計				計				
	300	—	600		<u>250</u>	—	<u>500</u>	

# (1) 都道府県内における位置関係の図面



## (2) 最寄り駅からの距離、交通機関及び所要時間がわかる図面



JR 琵琶湖線 「膳所駅」・京阪電車「京阪膳所駅」下車、徒歩約 15 分（約 1km）

JR 琵琶湖線「大津駅」・京阪電車「びわ湖浜大津駅」下車、近江鉄道・湖国バス「鶴の里団地線  
花屋敷池の里南方面」行きバス「山の手団地」下車、徒歩約 3 分

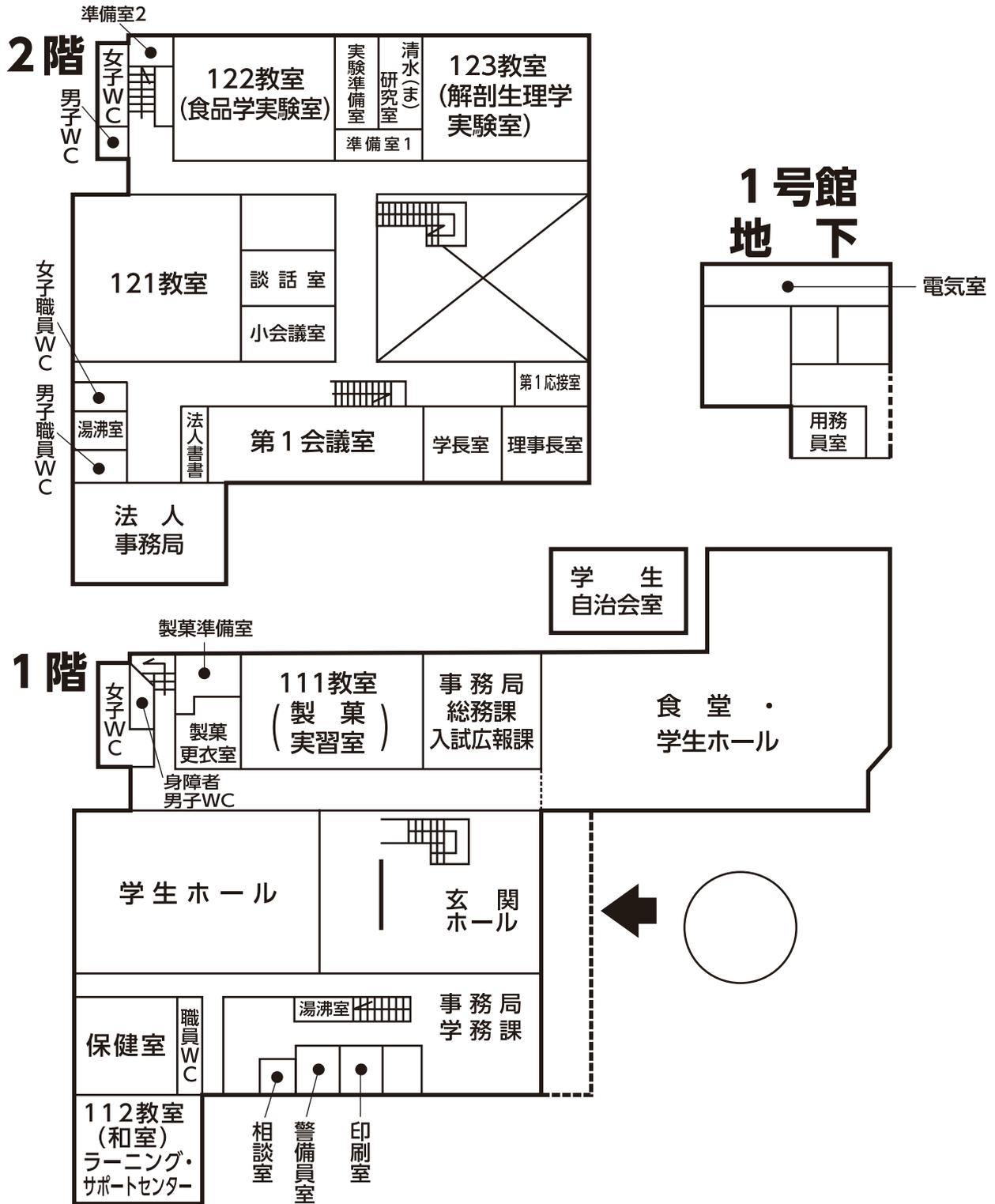
(3)校舎、運動場等の配置図

学舎配置図



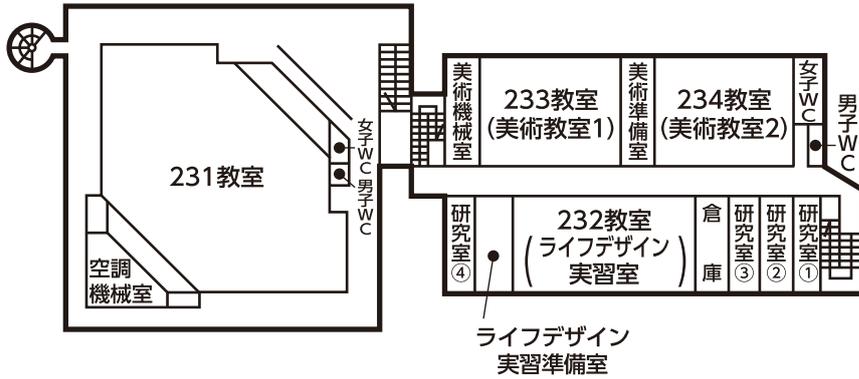
(4)校舎の平面図

1 号 館



# 2 号 館

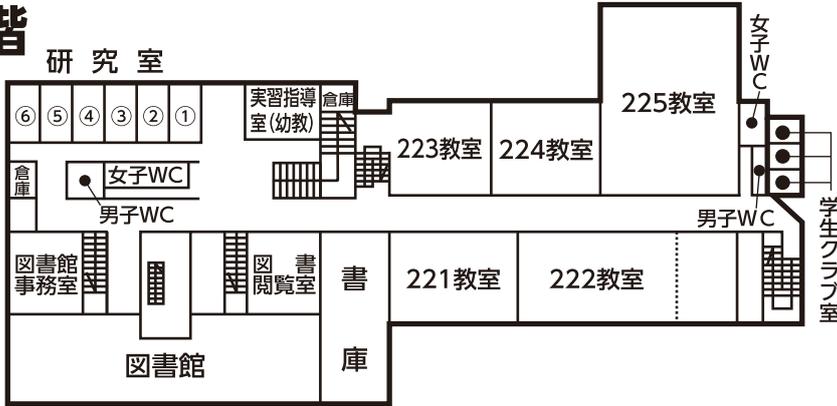
## 3 階



### [2号館3階研究室]

- ① 三上研究室
- ② 深尾研究室
- ③ 松村研究室
- ④ 河村研究室

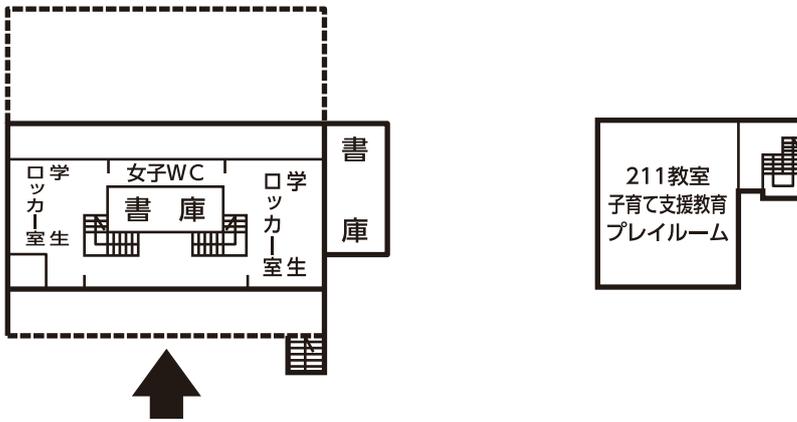
## 2 階



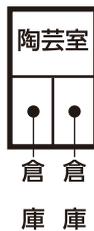
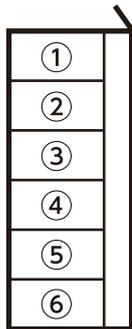
### [2号館2階研究室]

- ① 菅研究室
- ② 石井研究室
- ③ 齋藤研究室
- ④ 研究室
- ⑤ 学生相談室
- ⑥ 北尾研究室

## 1 階



## 研究室棟      陶芸室棟

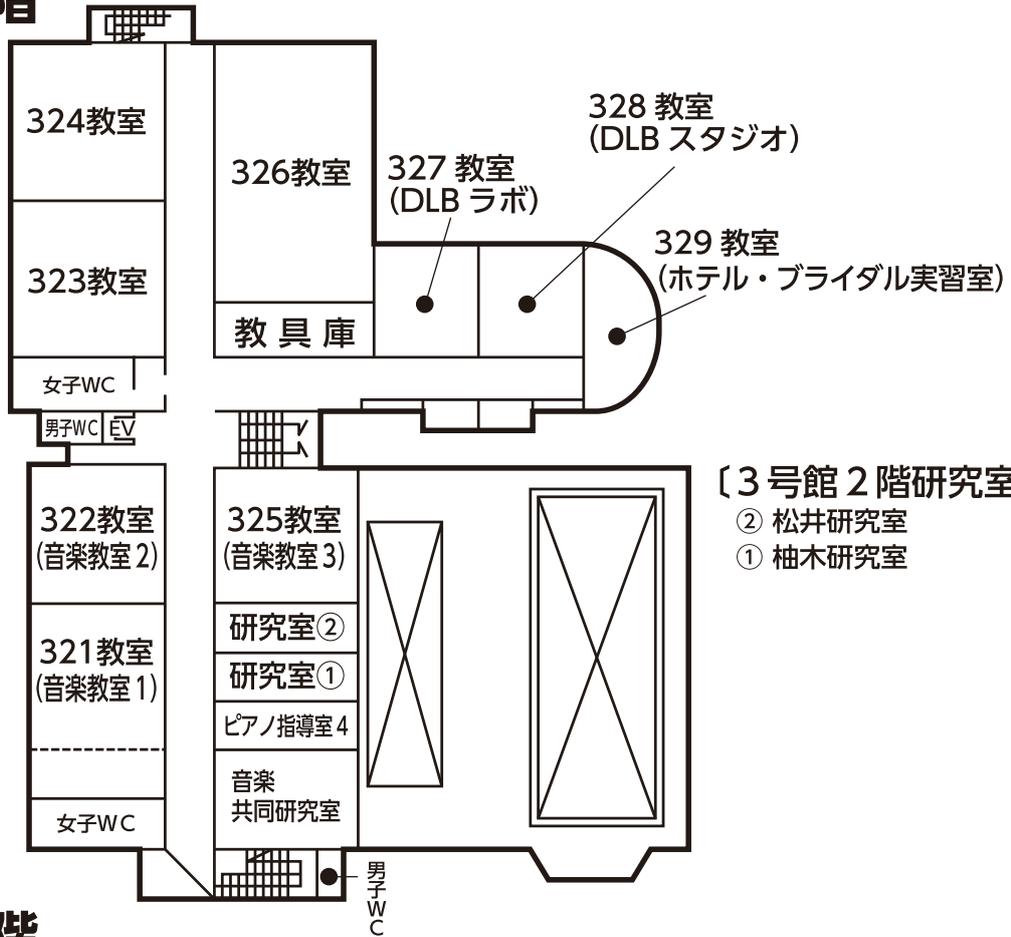


### [研究室棟]

- ① 研究室
- ② 研究室
- ③ 久米研究室
- ④ 研究室
- ⑤ 保健室分室
- ⑥ 伊澤研究室

# 3 号 館

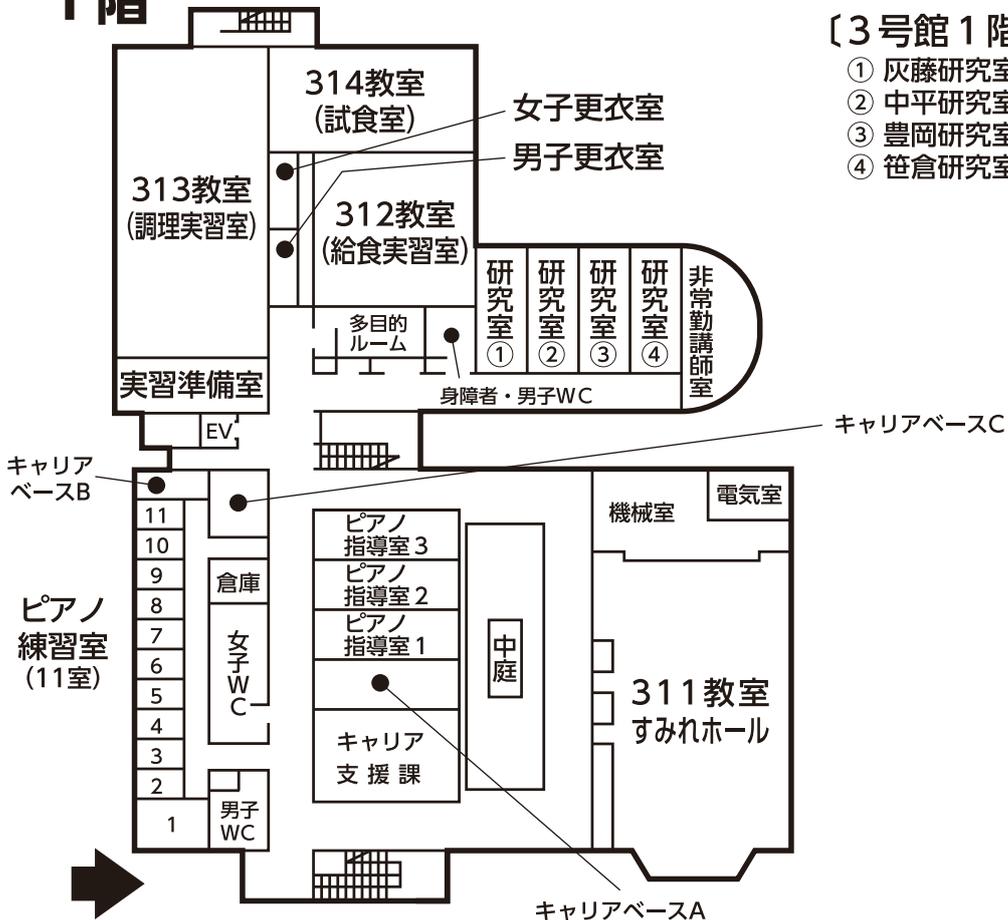
## 2 階



### [3号館2階研究室]

- ② 松井研究室
- ① 柚木研究室

## 1 階

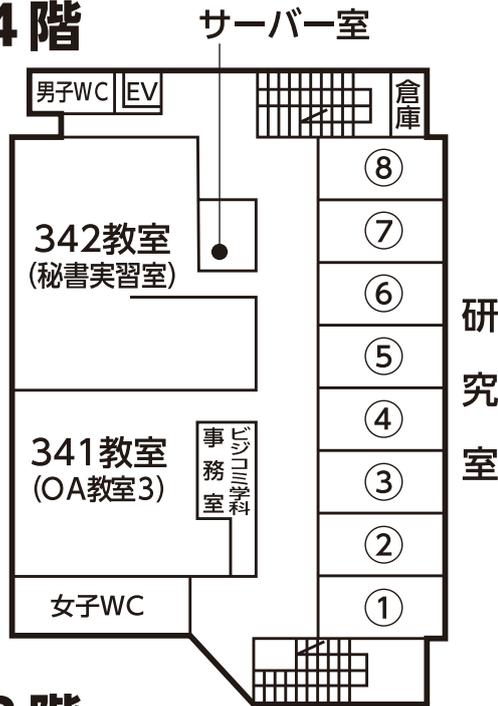


### [3号館1階研究室]

- ① 灰藤研究室
- ② 中平研究室
- ③ 豊岡研究室
- ④ 笹倉研究室

# 3 号 館

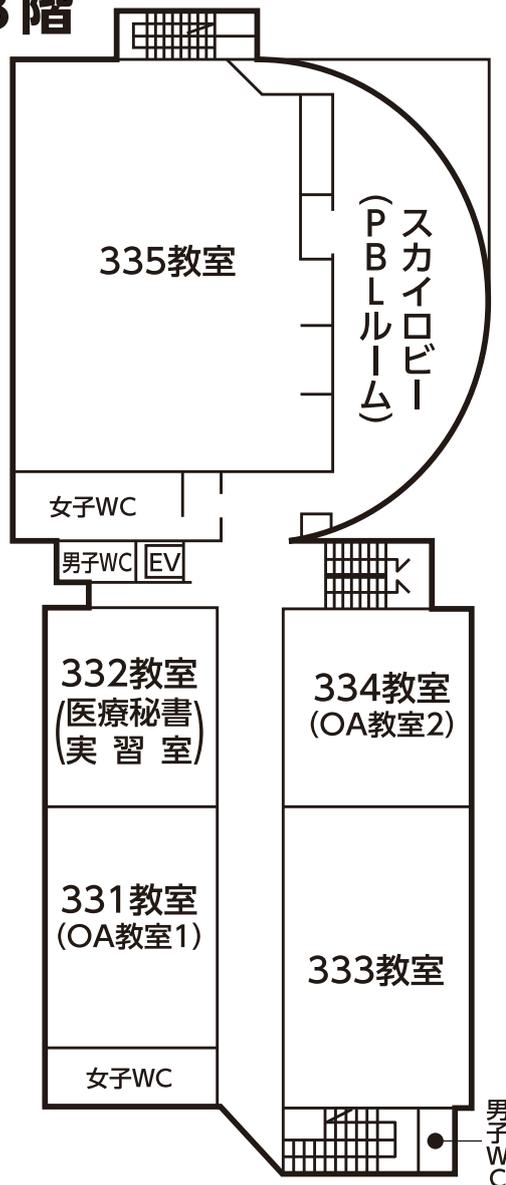
## 4 階



### [3号館4階研究室]

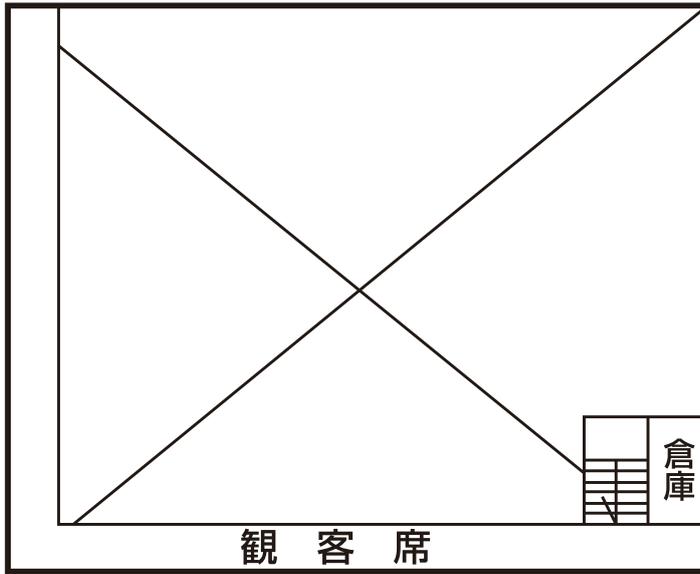
- ⑧ 小山内研究室
- ⑦ 冲山研究室
- ⑥ 小笠原研究室
- ⑤ 若生研究室
- ④ 清水(美)研究室
- ③ 種研究室
- ② 江見研究室
- ① 田中研究室

## 3 階

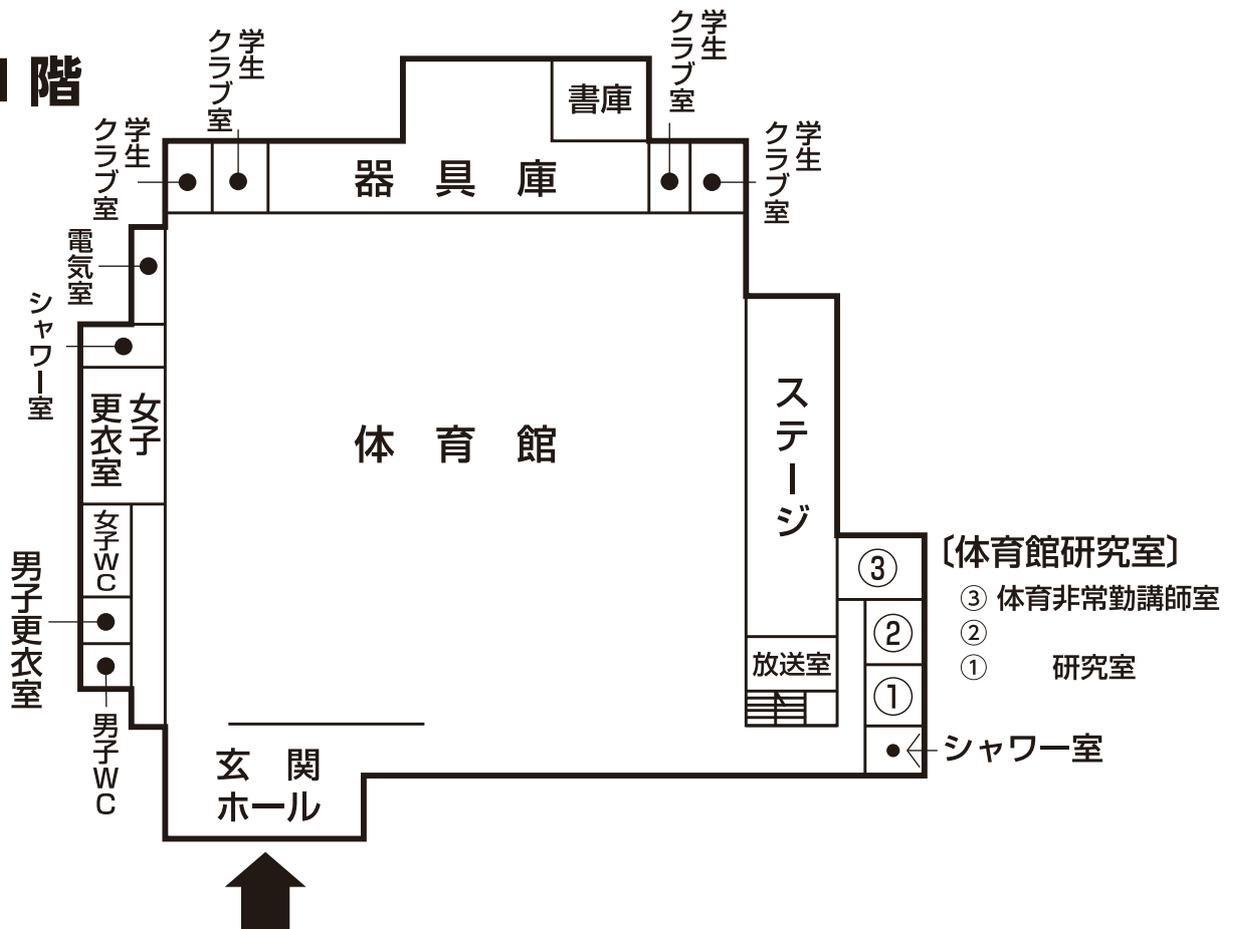


# 体 育 館

## 2階



## 1階



### 学校土地の用途別面積

校舎・講堂・体育施設敷地	12,681㎡
屋外運動場敷地	2,836㎡
その他	5,236㎡
計	20,753㎡

### 学校建物の用途別面積

講義室・演習室	2,246㎡
実験室・実習室	2,579㎡
研究室	681㎡
図書館	536㎡
管理関係・その他	5,435㎡
体育施設	1,336㎡
計	12,813㎡

# 滋賀短期大学学則（案）

## 第1章 総則

（目的）

第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、心技一如の建学の精神の基に、豊かな教養と実践的な専門の知識と技術を授け、もって社会の発展と文化の向上に貢献する人を育成することを目的とする。

（目的達成と評価）

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 本学は、教育研究等の総合的な状況について、学校教育法施行令第40条で定める期間ごとに、文部科学大臣の認定を受けた認証評価機関による評価を受ける。

3 前項の点検及び評価を行うにあたっての項目の設定、実施体制等については、別に定める。

第3条 本学は、授業内容及び方法の改善を図るための委員会を設け、研修及び研究を実施する。

2 前項の委員会に必要な事項は、別に定める。

（名称及び位置）

第4条 本学は、滋賀短期大学と称し、滋賀県大津市竜が丘24番4号に置く。

## 第2章 学科、学生定員及び修業年限

（学科及び学生定員）

第5条 本学に置く学科及び学生定員は、次のとおりとする。

学科	入学定員	収容定員
生活学科	70【10】	140【20】
幼児教育保育学科	80	160
ビジネスコミュニケーション学科	100【20】	200【40】
デジタルライフビジネス学科	(30)	(60)
合計	250【30】	500【60】

（備考）デジタルライフビジネス学科は、短期大学設置基準(昭和50年文部省令第21号)第3条の2に基づく学科関係課程実施学科であり、その入学定員及び収容定員は、関係協力学科の内数として（ ）内の数とし、関係協力学科に係る内数は【 】内の数とする。

2 前項の各学科における人材の育成に関する目的は、次のとおりとする。

(1) 生活学科は、生活に関する専門の知識と技術を授け、科学的な視点から生活を捉える姿勢を養い、家庭及び社会でより良い生活を提案できる能力をもった人材の育成を目的とする。

(2) 幼児教育保育学科は、幼児教育保育に関する専門の知識と技術を授け、時代や社会の要請に応え得る幼稚園教諭や保育士等の人材の育成を目的とする。

(3) ビジネスコミュニケーション学科は、ビジネスに関する専門の知識と技術を授け、社会で即戦力となるビジネス実務能力とホスピタリティマインドをもった人材の育成を目的とする。

(4) デジタルライフビジネス学科は、生活とビジネスの基礎及び、データサイエンス分野、デジタル分野、ものづくり分野に関する専門の知識と技術を授け、高度なデジタル社会の中でそれらを活かして活躍できる人材の育成を目的とする。

（修業年限）

第6条 本学の修業年限は、2年とする。ただし、在学年数は4年を超えてはならない。

## 第3章 学年、学期及び休業日

（学年）

第7条 学年は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（学期）

第8条 学期は、次の2期とする。ただし、必要がある場合、学長は前期及び後期の期間を臨時に変更することができる。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

（1年間の授業期間）

第9条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

（休業日）

第10条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (3) 学園創立記念日 5 月 10 日
- (4) 夏季休業
- (5) 冬季休業
- (6) 春季休業

2 前項第 4 号から第 6 号の休業の期間は、学長が別に定める。

3 第 1 項の規定にかかわらず、学長が必要と認める場合は、臨時に休業日を設け、又は休業日を変更することができる。また、休業日においても、学長が必要と認める場合は、授業及び試験を行うことができる。

#### 第 4 章 入学、退学、転学、転科、休学、復学、留学、除籍及び復籍

(入学資格)

第 11 条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が別に定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18 歳に達した者

(入学の時期)

第 12 条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学選考)

第 13 条 入学志願者については、調査書、学力検査、面接等により総合判定のうえ選考する。

(転入学、再入学)

第 14 条 次の各号の一に該当する者で、本学に転入学又は再入学を願い出た者があるときは、選考のうえ相当の年次に入学を許可することがある。

- (1) 他の大学に在学中の者で、本学に入学を志願する者
- (2) 本学を退学した者で、再入学を志願する者

2 前項第 1 号に該当する者は、その大学の学長の承諾書を添えて願い出なければならない。

(入学手続)

第 15 条 前 2 条の規定による選考に合格した者は、別に定めるところにより、入学手続きをしなければならない。

2 前項の手続きをした者に入学を許可する。

(退学、転学)

第 16 条 退学又は他の大学に転学しようとする者は、理由書を添えて学長に願い出て、許可を受けなければならない。

(転科)

第 17 条 他学科に転籍を希望する者があるときは、選考の上、学長が許可することがある。

2 転科について必要な事項は、別に定める。

(休学)

第 18 条 病気その他の理由により、引続き 2 月以上就学することができない者は、休学願を提出し、学長の許可を受けて休学することができる。

2 休学期間は、1 年以内とする。ただし、特別の理由があるときは、さらに、1 年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

3 休学期間は、通算して 2 年を超えることができない。

4 学長は、病気等のため修学に適しないと認められる者に対し、休学を命ずることができる。

5 休学期間は、第 6 条に規定する在学年数に算入しない。

(復学)

第19条 休学期間中であっても、その理由が消滅したときは、復学願を提出し、学長の許可を受けて復学することができる。

(留学)

第20条 第33条第2項の規定により、外国の大学等で履修するため留学を志願する学生は、書面をもってその旨を学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

2 前項の規定により留学した期間は、第6条(修業年限)に規定する修業年限に通算する。

(除籍、復籍)

第21条 次の各号の一に該当する者があるときは、除籍する。

(1) 授業料その他この学則に規定する学費の納付を怠り、督促されても、なお、納入しない者

(2) 在学年数が4年におよんでも、なお、所定の履修が終わらない者

2 前項第1号の規定により除籍された者で、復籍を希望する者は、復籍願を提出し、学長の許可を受けて復籍することができる。

(1) 復籍を許可された者の既修得授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、学長が決定する。

(2) 復籍について必要な事項は、別に定める。

## 第5章 教育課程及び卒業

(教育課程)

第21条の2 本学の教育課程は、学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に編成するものとする。

2 本学に、全学科に共通する授業科目として、教養教育に関する科目等を置く。

3 前2項に規定する授業科目は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(授業科目の区分)

第22条 授業科目は、共通科目と専門科目と選択自由科目とし、必修科目と選択科目に分ける。

2 授業科目の種類及び単位数は、別表(1)のとおりとする。

(履修科目の登録)

第23条 学生は、学年のはじめに、履修すべき授業科目を登録しなければならない。

(履修方法)

第24条 履修の方法は、次の各号に定めるところにより62単位以上を修得する。

(1) 共通科目については、12単位以上

(2) 専門科目については、50単位以上

(3) 選択自由科目については、一部を専門科目に代えて認めることができる。

2 前項について必要な事項は、別に定める。

(卒業及び学位の授与)

第25条 本学に2年以上在学し、前条に規定する授業科目及び単位を修得した者には、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 第24条第1項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第21条の2第3項の授業の方法により修得する単位数は、30単位を超えないものとする。

3 第1項の規定により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

(教員免許)

第26条 教育職員免許状を受けようとする者は、前条の規定によるもののほか、教育職員免許法及び同法施行規則に定める所定の単位を修得しなければならない。

2 本学の各学科において取得できる教員免許状の種類は、次のとおりとする。

学科	取得できる教育職員免許上の種類
生活学科	栄養教諭二種免許状
幼児教育保育学科	幼稚園教諭二種免許状

(保育士の資格)

第27条 幼児教育保育学科において、保育士の資格を得ようとする者は、第25条の規定によるもののほか、児童福祉法施行規則に定める所定の単位を修得しなければならない。

2 前項の教育課程については、別に定める。

(栄養士免許)

第28条 生活学科において、栄養士免許を得ようとする者は、第25条の規定によるもののほか、栄養士法施行令及び栄養士法施行規則に定める所定の単位を修得しなければならない。

2 前項の教育課程については、別に定める。

(単位の算定基準)

第29条 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算する。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。

2 それぞれの時間数は、教授会の議を経て、別に定めることとする。

(単位の授与)

第30条 1の授業科目を履修した者に対しては、認定のうえ単位を与える。

2 単位認定の方法は、試験、研究報告その他の方法による。

(単位数の上限)

第30条の2 学生が各学期にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

2 本学は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に規定する単位数の上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

3 前2項の登録に関する手続等は、別に定める。

(追試験)

第31条 病気等やむを得ない事情により、試験等を受けることができなかつたと学長が認めた者については、追試験の機会を与えることができる。

(学習の評価)

第32条 試験等の評価は、秀、優、良、可、不可をもって表し、可以上を合格とする。

(他の短期大学、専門職短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第33条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学、専門職短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の短期大学等に留学する場合及び外国の短期大学又は大学が行う通信教育における授業科目を国内において履修する場合について準用する。

(短期大学、専門職短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第34条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学、専門職短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により修得したものとみなした単位数と合わせて30単位を超えないものとし、教授会の議を経て、認定することができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第35条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に短期大学、専門職短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学生が入学前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 学生が本学に入学する前に専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じ、当該職業に必要な能力(本学において修得させることとしているものに限る。)を修得している場合において、教育上有益と認めるときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、当該職業に必要な能力の修得を、本学における授業科目(職業に必要な能力を育成することを目的とする課程において開設するものに限る。)の履修とみなし、15単位を超えない範囲で本学の定めるところにより、単位を与えることができる。

4 前3項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、第14条に規定する再入学又は転入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第33条第1項及び第34条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて、30単位を超えないものとする。この場合において、第33条第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、45単位を超えないものとし、教授会の議を経て、認定することができる。

## 第6章 検定料、入学料、授業料、施設設備費及び履修料

(検定料)

第36条 本学に入学を志願する者は、別表(2)に定める検定料を納入しなければならない。

(入学料)

第37条 入学を許可された者は、別表(2)に定める入学料を所定の期日までに納入しなければならない。

2 入学料を所定の期日までに納入しない者は、入学の意志がないものとして入学の許可を取消すことがある。

(学費)

第38条 授業料及び施設設備費は、別表(2)に定める額を、次の2期に分けて納入しなければならない。

前期 納期 4月27日まで

後期 納期 10月27日まで

納期が休日等となる場合は、その翌日をもって納期とする。

2 特別の事情により、所定の授業料及び施設設備費を納期に納めることのできない者に対しては、願いにより分納又は延納を許可することがある。

第39条 退学若しくは転学した者、除籍された者、退学を命ぜられた者又は停学中の者についても、その期の授業料及び施設設備費は徴収する。

第40条 休学の場合は、休学の翌月から復学の前月までの授業料及び施設設備費は徴収しない。

(留学者の授業料)

第41条 留学期間中の授業料は、納付しなければならない。

(履修料)

第42条 科目等履修生として許可された者は、別表(2)に定める履修料を所定の期日までに納入しなければならない。

(納付した授業料等)

第43条 納付した検定料、入学料、授業料、施設設備費及び履修料は、還付しない。ただし、所定の期日までに文書により、入学辞退の申し出のあった授業料及び施設整備費についてはこの限りでない。

(授業料等の減免)

第43条の2 入学金、授業料及び施設整備費は、修学支援に関する法令の定めによる場合、これを減免することができる。

## 第7章 職員組織

(職員)

第44条 本学に次の職員を置く。

- |                      |      |
|----------------------|------|
| (1) 学長               | 1名   |
| (2) 副学長              | 3名以内 |
| (3) 教授、准教授、講師、助教及び助手 | 各若干名 |
| (4) 事務職員及び技術職員       | 各若干名 |
| (5) その他必要な職員         | 若干名  |

## 第8章 教授会

(教授会)

第45条 本学に教授会を置く。

(教授会の構成)

第46条 教授会は、学長及び専任の教授をもって組織する。

2 教授会には、准教授その他の職員を加えることができる。

(その他)

第47条 本章の定めるもののほか、教授会に必要な事項は、別に定める。

## 第9章 科目等履修生、特別聴講学生、研究生、外国人留学生及び委託訓練学生

(科目等履修生)

第48条 本学所定の授業科目の一部の履修を志望する者があるときは、選考のうえ科目等履修生として入学を許可することがある。

2 前項について必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第49条 他大学等の学生で本学の授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他大学等との協議に基づき、特別聴講学生として履修を許可する。

2 前項の規定は外国の大学等の学生にこれを準用する。

3 特別聴講学生について必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第50条 本学において特定の事項を研究しようとする者があるときは、研究生として入学を許可することがある。

(外国人留学生)

第51条 外国人で短期大学等において教育を受ける目的で入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生について必要な事項は、別に定める。

(委託訓練学生)

第51条の2 職業訓練のために委託訓練学生として本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ委託訓練学生として入学を許可することができる。

2 委託訓練学生について必要な事項は、別に定める。

## 第10章 図書館

(附属図書館)

第52条 本学に附属図書館を置く。

2 附属図書館について必要な事項は、別に定める。

## 第11章 公開講座

(公開講座)

第53条 本学は、地域住民の教養と専門知識向上に資するため、公開講座を開設することができる。

## 第12章 賞 罰

(表彰)

第54条 学長は、学生として模範となる行為のあった者を表彰する。

(懲戒)

第55条 学生が本学の定める規則に違反し、又はその本分に反する行為があったときは、教授会の議を経て、学長が懲戒を加えることがある。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行うことができる。

(1) 性行不良で、改善の見込がないと認められる者

(2) 学力劣等で、成業の見込がないと認められる者

(3) 正当の理由がなくて出席常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

## 第13章 雑 則

(改廃)

第56条 この学則の改廃は、教授会の議を経て、理事会が行う。

(学則の施行に必要な事項)

第57条 この学則の施行について必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この学則は、昭和45年4月1日から施行する。

(中間の改正学則の附則は省略)

## 附 則

1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。

2 平成25年3月31日に在学する学生については、別表の規程にかかわらず、従前の例による。

## 附 則

1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。

2 平成26年3月31日に在学する学生については、別表の規程にかかわらず、従前の例による。

## 附 則

1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。

2 平成27年3月31日に在学する学生については、別表(1)の規定にかかわらず、従前の例による。

3 改正後の別表（2）は、平成28年度入学生から適用する。

**附 則**

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年3月31日に在学する学生については、別表（1）の規定にかかわらず、従前の例による。

**附 則**

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成29年3月31日に在学する学生については、別表（1）の規定にかかわらず、従前の例による。
- 3 改正後の第26条第2項は、平成29年度入学生から適用する。

**附 則**

- 1 この学則は、平成29年10月1日から施行する。
- 2 平成29年3月31日に在学する学生については、別表（1）の規定にかかわらず、従前の例による。

**附 則**

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第51条の2の規定については、平成30年2月1日から、改正後の第5条の規定については、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年3月31日に在学する学生については、別表（1）の規定にかかわらず、従前の例による。
- 3 第5条に規定する学科及び学生定員は、平成32年度までの間は、次のとおりとする。

学科	平成31年度		平成32年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員
生活学科	80人	160人	80人	160人
幼児教育保育学科	150人	320人	150人	300人
ビジネスコミュニケーション学科	100人	200人	100人	200人
合 計	330人	680人	330人	660人

**附 則**

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月31日に在学する学生に係る教育課程及び履修方法等については、第22条、第24条の規定及び別表（1）（第22条関係）のビジネスコミュニケーション学科専門科目の「おもしろ観光ツアー演習」を除き、改正後の規定にかかわらず従前の例による。

**附 則**

- 1 この学則は、令和元年9月6日から施行する。ただし、別表（1）の改正規定については、令和2年4月1日から適用する。
- 2 令和2年3月31日に在学する学生に係る教育課程及び履修方法等については、別表（1）の規定にかかわらず、従前の例による。

**附 則**

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

**附 則**

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第38条の改正規定については、令和2年10月1日から適用する。
- 2 令和2年3月31日に在学する学生に係る教育課程及び履修方法等については、第22条、第24条の規定及び別表（1）のビジネスコミュニケーション学科専門科目の「ホテルマネジメント論」を除き、改正後の規定にかかわらず、従前の例による。

**附 則**

この学則は、令和2年5月28日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

**附 則**

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、別表（1）の改正規定については、令和3年1月6日から適用する。
- 2 令和3年3月31日に在学する学生については、第22条第2項別表（1）の規定にかかわらず、従前の例による。

**附 則**

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条の表中「収容定員」は、同表の規定にかかわらず、令和4年度は次のとおりとする

る。

学科	収容定員
生活学科	160 【10】
幼児教育保育学科	250
ビジネスコミュニケーション学科	220 【20】
デジタルライフビジネス学科	(30)
合 計	630 【30】

3 令和4年3月31日に在学する学生については、第22条第2項別表(1)の規定にかかわらず従前の例による。

**附 則**

この学則は、令和3年12月17日から施行する。ただし、第18条の改正規程については、令和3年4月1日から適用する。

**附 則**

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年3月31日に在学する学生については、第22条第2項別表(1)の規定にかかわらず、従前の例による。

**附 則**

この学則は、令和4年12月16日から施行する。ただし、別表(2)の改正規定については、令和4年10月1日から適用する。

**附 則**

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和5年3月31日に在学する学生に係る教育課程及び履修方法等については、別表(1)(第22条関係)の共通科目「アジアの言語と文化」を除き、改正後の規定にかかわらず、従前の例による。

**附 則**

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条の表中「収容定員」は、同表の規定にかかわらず、令和6年度は次のとおりとする。

学科	収容定員
生活学科	150 【20】
幼児教育保育学科	180
ビジネスコミュニケーション学科	220 【40】
デジタルライフビジネス学科	(60)
合 計	550 【60】

別表（１）第 22 条第 2 項に定める授業科目の種類及び単位数

学 科	授 業 科 目	単 位 数		備 考
		必 修	選 択	
生活学科 幼児教育保育学 科ビジネスコミ ュニケーション 学科 デジタルライフ ビジネス学科 (共通)	共 通 科 目	(4)	(60)	
	ことばと人間		2	
	教育を考える		2	
	美術をみる目		2	
	音楽とは何か		2	
	国際地理		2	
	アジアの言語と文化		2	
	テレビ映像と現代社会		2	
	心と身体のヘルスケア		2	
	近江学入門		2	
	現代の健康		2	
	心理学		2	
	生活文化論		2	
	子ども社会		2	
	子どもの世界		2	
	日本国憲法		2	
	数の不思議		2	
	データ分析入門		2	
	データサイエンスリテラシー	2		
	英語Ⅰ		1	
	英語Ⅱ		1	
	フランス語Ⅰ		1	
	フランス語Ⅱ		1	
	中国語Ⅰ		1	
	中国語Ⅱ		1	
	日本語Ⅰ		1	
	日本語Ⅱ		1	
	健康スポーツ論		1	
	スポーツ実技（テニス）		1	
	スポーツ実技（フィットネス）		1	
	スポーツ実技（バレー）		1	
	スポーツ実技（ボウリング&ゴルフ）		1	
	スポーツ実技（キャンプ）		1	
スポーツ実技（スノースポーツ）		1		
キャリア基礎演習	1			
キャリアデザイン演習	1			
生活文化入門		1		
子ども理解入門		1		
ビジネス入門		1		
環びわ湖単位互換科目			8単位以内	

学 科	授 業 科 目	単 位 数		備 考
		必 修	選 択	
生活学科	専 門 科 目	(8)	(113)	
	生活学概論		2	
	食生活論	2		
	情報処理基礎Ⅰ	1		
	情報処理基礎Ⅱ	1		
	マーケティング論		2	
	ラッピング演習		1	
	基礎栄養学	2		
	応用栄養学		2	

応用栄養学実習		1	
食品学実験		1	
食品衛生学実験		1	
臨床栄養学		2	
臨床栄養管理学		2	
臨床栄養学実習		1	
臨床栄養管理学実習		1	
栄養教育論Ⅰ		2	
栄養教育論Ⅱ		2	
栄養教育論実習Ⅰ		1	
栄養教育論実習Ⅱ		1	
公衆栄養学		2	
地域伝統食実習		1	
調理学		2	
調理学実習Ⅰ		1	
調理学実習Ⅱ		1	
フードライフデザイン（調理と文化）		2	
フードライフ実習Ⅰ		1	
フードライフ実習Ⅱ		1	
フードコーディネータ論		2	
給食経営計画管理論		2	
給食経営計画実習		1	
給食経営管理実習		1	
給食経営管理学外実習（栄養士）		1	
給食経営管理学外実習事前事後指導		1	
学校食育論		2	
献立作成演習		1	
地域食育演習		2	
衛生法規		2	
生理学		2	
解剖生理学		2	
解剖生理学実験		1	
生化学Ⅰ		2	
生化学Ⅱ		2	
生化学実験		1	
食品学総論	2		
食品学各論		2	
公衆衛生学Ⅰ		2	
公衆衛生学Ⅱ		2	
食品衛生学Ⅰ		2	
食品衛生学Ⅱ		2	
食品衛生学Ⅲ		2	
菓子と食生活		2	
製菓理論（総合）		2	
製菓理論（和菓子）		2	
製菓理論（洋菓子）		2	
製パン理論		2	
製菓基礎実習（和菓子）		2	
製菓基礎実習（洋菓子）		2	
製菓基礎実習（製パン）		2	
製菓専門実習（洋菓子）Ⅰ		2	
製菓専門実習（洋菓子）Ⅱ		2	
製菓専門実習（洋菓子）Ⅲ		2	
製菓専門実習（技術）		2	
製菓専門実習（製パン）		2	
製菓特別実習		1	

	製菓応用実習Ⅰ 製菓応用実習Ⅱ マイスター・トレーニング ショップマネジメントⅠ ショップマネジメントⅡ 世界と地域の食文化 カラーコーディネート論 ホスピタリティ論 ブライダル論		2 2 1 2 1 2 2 2 2	
	教職に関する専門科目 教師論 教育原理 教育心理学 特別支援教育 教育の課程と方法 道徳教育論 特別活動論(合的な学習の時間を含む) 生徒指導論 教育相談 教育実習事前事後指導(栄養教諭) 栄養教諭教育実習 教職実践演習(栄養教諭)		(19) 2 2 2 1 2 1 1 2 2 1 1 2	

学 科	授 業 科 目	単 位 数		備 考
		必 修	選 択	
幼児教育保育学 科	専門科目	(20)	(81)	
	専門演習Ⅰ	1		
	専門演習Ⅱ	1		
	教育原理	2		
	保育原理	2		
	保育者論	2		
	子どもの心理学	2		
	子ども理解と援助の心理学		1	
	児童・青年期の心理学		2	
	幼児理解と教育相談		2	
	教育の方法及び技術		2	
	多文化共生の保育と方法		2	
	子ども家庭福祉		2	
	臨床福祉学		2	
	保育内容総論	1		
	保育・教育課程論		2	
	領域指導法(健康)		1	
	領域指導法(言葉)		1	
	領域指導法(人間関係)		1	
	領域指導法(環境)		1	
	領域指導法(表現)		1	
	子どもとあそび		2	
	総合表現		1	
	幼児教育保育学入門	2		
	教育実習(事前事後指導を含む)		5	
	保育実習指導Ⅰ		2	
	保育実習指導Ⅱ(保育所)		1	
	保育実習指導Ⅱ(施設)		1	
	保育所実習Ⅰ		2	
	保育所実習Ⅱ		2	
	施設実習Ⅰ		2	

	施設実習Ⅱ		2	
	子どもと健康		1	
	子どもと人間関係		1	
	子どもと環境		1	
	子どもと言葉		1	
	子どもと造形表現		1	
	子どもと音楽表現		1	
	造形あそび		1	
	子どもの運動あそび		1	
	乳児保育Ⅰ		2	
	乳児保育Ⅱ		1	
	子どもの保健		2	
	子どもの健康と安全		1	
	社会福祉	2		
	子ども家庭支援論		2	
	子ども家庭支援の心理学		2	
	子どもの食と栄養		2	
	社会的養護Ⅰ		2	
	社会的養護Ⅱ		1	
	子育て支援		1	
	障がい児保育		2	
	手話Ⅰ		1	
	手話Ⅱ		1	
	子どもの造形保育	1		
	幼児体育	1		
	音楽表現技術基礎	1		
	音楽表現技術Ⅰ		1	
	音楽表現技術Ⅱ		1	
	情報処理基礎Ⅰ	1		
	情報処理基礎Ⅱ	1		
	地域福祉		2	
	保育・教職実践演習（幼稚園）		2	
	公務員教育保育職特別講義Ⅰ		2	
	公務員教育保育職特別講義Ⅱ		2	
	特別支援教育		1	
	保育リーダー論Ⅰ		1	
	保育リーダー論Ⅱ		1	
	選択自由科目		(2)	
	公務員特講Ⅰ		1	
	公務員特講Ⅱ		1	

学 科	授 業 科 目	単 位 数		備 考
		必 修	選 択	
ビジネスコミュニケーション学 科	専 門 科 目	(26)	(115)	
	経営学概論	2		
	ホスピタリティ論	2		
	コミュニケーション論	2		
	秘書実務Ⅰ	1		
	ビジネス基礎	1		
	日本語表現Ⅰ	2		
	日本語表現Ⅱ	2		
	簿記会計実務Ⅰ	2		
	簿記会計実務Ⅱ		1	
	コンピュータリテラシー（データ処理）Ⅰ	1		
	コンピュータリテラシー（データ処理）Ⅱ	1		

	教養基礎	1		
	特別演習Ⅰ	1		
	特別演習Ⅱ	1		
	総合実践論		2	
	インターンシップⅠ		1	
	インターンシップⅡ		1	
	ビジネス法規入門		2	
	プレゼンテーション演習		1	
	オフィス総論	2		
	情報処理		2	
	英会話Ⅰ		1	
	英会話Ⅱ		1	
	事務管理		2	
	心理学概論		2	
	マーケティング論		2	
	秘書実務Ⅱ	1		
	現代社会論		2	
	地域ビジネス論		2	
	コンピュータリテラシー（情報表現）Ⅰ	1		
	コンピュータリテラシー（情報表現）Ⅱ	1		
	データサイエンス入門		2	
	データサイエンス応用		2	
	情報システム概論	2		
	プログラミングⅠ		1	
	プログラミングⅡ		1	
	データベース演習		1	
	CG演習		1	
	ウェブデザイン演習		2	
	ウェブデザインⅠ		2	
	ウェブデザインⅡ		2	
	デザイン論		2	
	マルチメディア演習		2	
	医療秘書学		2	
	ホテル業務概論		2	
	ブライダル論		2	
	ホテルマネジメント論		1	
	健康と疾病		2	
	患者論と医の倫理		2	
	からだの構造と機能		2	
	臨床検査と薬の知識		2	
	医療用語		2	
	医療秘書実務		1	
	医療情報学		2	
	医療関係法規		2	
	医療保険事務Ⅰ		2	
	医療保険事務Ⅱ		1	
	医療保険事務Ⅲ		1	
	医療保険事務Ⅳ		1	
	実技演習		1	
	医療事務コンピュータ		1	
	電子カルテ演習		1	
	DPC/PDPS		1	
	医療事務特講		1	
	医療事務作業補助実務		1	
	手話		1	
	地域づくり論		2	

	地域福祉		2	
	介護概論		2	
	地域貢献演習Ⅰ		1	
	地域貢献演習Ⅱ		1	
	公務員基礎		2	
	公務員特講Ⅰ		2	
	公務員特講Ⅱ		2	
	医療経営学		2	
	医療事務総論		2	
	簿記会計演習		1	
	ショップマネジメントⅠ		2	
	ショップマネジメントⅡ		1	
	フードコーディネーター論		2	
	おもしろ観光ツアー演習		1	
	イベントプロデュース実習		1	
	経済学概論		2	
	経済学特講Ⅰ		1	
	経済学特講Ⅱ		1	
	経済学演習		1	
	経営学特講Ⅰ		1	
	経営学特講Ⅱ		1	
	TOEICⅠ		1	
	TOEICⅡ		1	
	TOEICⅢ		1	
	ビジネス日本語		2	
	ハンドメイドデザイン		2	
	ネイルアートデザイン		1	

学 科	授 業 科 目	単 位 数		備 考
		必 修	選 択	
デジタルライフ ビジネス学科	専 門 科 目	(25)	(77)	
	データサイエンス入門	2		
	データサイエンス応用		2	
	コンピュータリテラシー (データ処理)	1		
	Ⅰ			
	コンピュータリテラシー (データ処理)	1		
	Ⅱ			
	コンピュータリテラシー (情報表現) Ⅰ	1		
	コンピュータリテラシー (情報表現) Ⅱ	1		
	情報処理	2		
	情報社会論	2		
	経営学概論		2	
	簿記会計実務Ⅰ	2		
	ビジネス法規入門	2		
	教養基礎	1		
	特別演習Ⅰ	1		
	特別演習Ⅱ	1		
	日本語表現		2	
	ウェブデザインⅠ		2	
	ウェブデザインⅡ		2	
	プログラミングⅠ		1	
	プログラミングⅡ		1	
	CG演習		1	
	マルチメディア演習		2	
SNSⅠ		1		
SNSⅡ		1		

	SNS起業プロジェクト		1	
	デザイン論		2	
	ファッションデザイン		2	
	ファッションクリエイティブ実習Ⅰ		2	
	ファッションクリエイティブ実習Ⅱ		2	
	ハウプランニング		2	
	インテリアデザインⅠ（理論）		2	
	インテリアデザインⅡ（演習）		1	
	ハンドメイドデザインⅠ	2		
	ハンドメイドデザインⅡ		2	
	ハンドメイドデザインⅢ		2	
	ネイルアートデザインⅠ		1	
	ネイルアートデザインⅡ		1	
	映像デザインⅠ（実習）		1	
	映像デザインⅡ（実習）		1	
	ビジュアル表現Ⅰ（実習）	1		
	ビジュアル表現Ⅱ（実習）		1	
	写真表現Ⅰ（実習）	1		
	写真表現Ⅱ（実習）		1	
	データベース演習		1	
	ショップマネジメントⅠ		2	
	ショップマネジメントⅡ		1	
	ビジネスマナー		2	
	アントレプレナー論		2	
	インターネットビジネス		2	
	イベントプロデュース論		2	
	イベントプロデュースプロジェクト		1	
	ファッションマーチャンダイジング		2	
	ライフ・ファイナンシャルプランニング	2		
	フードコーディネーター論		2	
	フードライフデザイン（食品と栄養）		2	
	フードライフデザイン（調理と文化）		2	
	フードライフ実習Ⅰ		1	
	フードライフ実習Ⅱ		1	
	カラーコーディネーター論		2	
	きものコーディネーター		2	
	ラッピング演習		1	
	染色演習		2	
	生活学概論	2		
	マーケティング		2	
	インターンシップⅠ		1	
	インターンシップⅡ		1	
	地域貢献演習Ⅰ		1	
	地域貢献演習Ⅱ		1	

別表（2）第36条、第37条、第38条及び第42条に定める額

条 項	種 別	金 額 (円)
第36条	検 定 料	30,000
第37条	入 学 料	200,000
第38条	授 業 料 ( 年 額 )	720,000
	施 設 設 備 費 ( 年 額 )	300,000
第42条	履 修 料 ( 1 単 位 )	10,000

ただし、第36条の検定料について、以下の入学試験については次のとおりとする。

- |  |          |
|--|----------|
| (1) 大学入学共通テスト利用選抜                        | 10,000 円 |
| (2) 総合型選抜（事前相談方式）                        | 25,000 円 |
| (3) 総合型選抜（自己アピール方式）                      | 30,000 円 |
| (4) 学校推薦型選抜 A                            | 25,000 円 |
| (5) 併設校在籍者が学校推薦型選抜 A 及び学校推薦型選抜 S を志望する場合 | 徴収しない    |
| (6) 本学卒業生又は在学生の1親等の親族又は兄弟姉妹が本学を専願する場合    | 徴収しない    |
| (7) 入学予定者が一般選抜を志願する場合                    | 徴収しない    |

また、第37条の入学料について、併設校からの入学者は100,000円とし、本学に在籍する学生（卒業見込みの者を含む）が引き続き在籍以外の学科に入学する場合は徴収しないこととする。

## 変更事項を記載した書類

- ・ 変更（収容定員変更）の事由

全国的に短期大学進学者数は減少傾向にある。本学の過去5年間の入学者数の推移から、現状の4学科を健全に維持するための入学定員は50人減し、250人とするのが適正であると考えた。

- ・ 変更点

入学定員について、生活学科80人【10人】を70人【10人】、幼児教育保育学科100人を80人、ビジネスコミュニケーション学科120人【20人】を100人【20人】、デジタルライフビジネス学科は30人の内数とし、収容定員の600人を500人に変更する。

【 】…関係協力量科に係る内数

## 変更部分の新旧対照表

改 正 ( 案 )	現 行																																																
<p>第1条から第4条 (省略)</p> <p>(学科及び学生定員)</p> <p>第5条 本学に置く学科及び学生定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">学 科</th> <th style="width: 33%;">入学定員</th> <th style="width: 33%;">収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生 活 学 科</td> <td>70 <b>【10】</b> 人</td> <td>140 <b>【20】</b> 人</td> </tr> <tr> <td>幼 児 教 育 保 育 学 科</td> <td>80</td> <td>160</td> </tr> <tr> <td>ビジネスコミュニケーション学科</td> <td>100 <b>【20】</b></td> <td>200 <b>【40】</b></td> </tr> <tr> <td>デジタルライフビジネス学科</td> <td>(30)</td> <td>(60)</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>250 <b>【30】</b></td> <td>500 <b>【60】</b></td> </tr> </tbody> </table> <p>(備考) デジタルライフビジネス学科は、短期大学設置基準(昭和50年文部省令第21号)第3条の2に基づく学科連係課程実施学科であり、その入学定員及び収容定員は、連係協力量科の内数として ( ) 内の数とし、連係協力量科に係る内数は <b>【】</b> 内の数とする。</p> <p>第6条から第57条 (省略)</p> <p>附 則</p> <p>1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の第5条の表中「収容定員」は、同表の規定にかかわらず、令和6年度は次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">学 科</th> <th style="width: 33%;">収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生 活 学 科</td> <td>150 <b>【20】</b> 人</td> </tr> <tr> <td>幼 児 教 育 保 育 学 科</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>ビジネスコミュニケーション学科</td> <td>220 <b>【40】</b></td> </tr> <tr> <td>デジタルライフビジネス学科</td> <td>(60)</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>550 <b>【60】</b></td> </tr> </tbody> </table>	学 科	入学定員	収容定員	生 活 学 科	70 <b>【10】</b> 人	140 <b>【20】</b> 人	幼 児 教 育 保 育 学 科	80	160	ビジネスコミュニケーション学科	100 <b>【20】</b>	200 <b>【40】</b>	デジタルライフビジネス学科	(30)	(60)	合 計	250 <b>【30】</b>	500 <b>【60】</b>	学 科	収容定員	生 活 学 科	150 <b>【20】</b> 人	幼 児 教 育 保 育 学 科	180	ビジネスコミュニケーション学科	220 <b>【40】</b>	デジタルライフビジネス学科	(60)	合 計	550 <b>【60】</b>	<p>第1条から第4条 (省略)</p> <p>(学科及び学生定員)</p> <p>第5条 本学に置く学科及び学生定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">学 科</th> <th style="width: 33%;">入学定員</th> <th style="width: 33%;">収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生 活 学 科</td> <td>80 <b>【10】</b> 人</td> <td>160 <b>【20】</b> 人</td> </tr> <tr> <td>幼 児 教 育 保 育 学 科</td> <td>100</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>ビジネスコミュニケーション学科</td> <td>120 <b>【20】</b></td> <td>240 <b>【40】</b></td> </tr> <tr> <td>デジタルライフビジネス学科</td> <td>(30)</td> <td>(60)</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>300 <b>【30】</b></td> <td>600 <b>【60】</b></td> </tr> </tbody> </table> <p>(備考) デジタルライフビジネス学科は、短期大学設置基準(昭和50年文部省令第21号)第3条の2に基づく学科連係課程実施学科であり、その入学定員及び収容定員は、連係協力量科の内数として ( ) 内の数とし、連係協力量科に係る内数は <b>【】</b> 内の数とする。</p> <p>第6条から第57条 (省略)</p>	学 科	入学定員	収容定員	生 活 学 科	80 <b>【10】</b> 人	160 <b>【20】</b> 人	幼 児 教 育 保 育 学 科	100	200	ビジネスコミュニケーション学科	120 <b>【20】</b>	240 <b>【40】</b>	デジタルライフビジネス学科	(30)	(60)	合 計	300 <b>【30】</b>	600 <b>【60】</b>
学 科	入学定員	収容定員																																															
生 活 学 科	70 <b>【10】</b> 人	140 <b>【20】</b> 人																																															
幼 児 教 育 保 育 学 科	80	160																																															
ビジネスコミュニケーション学科	100 <b>【20】</b>	200 <b>【40】</b>																																															
デジタルライフビジネス学科	(30)	(60)																																															
合 計	250 <b>【30】</b>	500 <b>【60】</b>																																															
学 科	収容定員																																																
生 活 学 科	150 <b>【20】</b> 人																																																
幼 児 教 育 保 育 学 科	180																																																
ビジネスコミュニケーション学科	220 <b>【40】</b>																																																
デジタルライフビジネス学科	(60)																																																
合 計	550 <b>【60】</b>																																																
学 科	入学定員	収容定員																																															
生 活 学 科	80 <b>【10】</b> 人	160 <b>【20】</b> 人																																															
幼 児 教 育 保 育 学 科	100	200																																															
ビジネスコミュニケーション学科	120 <b>【20】</b>	240 <b>【40】</b>																																															
デジタルライフビジネス学科	(30)	(60)																																															
合 計	300 <b>【30】</b>	600 <b>【60】</b>																																															

## 学則の変更の趣旨等を記載した書類

### ア 学則変更（収容定員変更）の内容

入学定員について、生活学科80人【10人】を70人【10人】、幼児教育保育学科100人を80人、ビジネスコミュニケーション学科120人【20人】を100人【20人】、デジタルライフビジネス学科は30人の内数とし、収容定員の600人を500人に変更する。

【 】…関係協力学科に係る内数

### イ 学則変更（収容定員変更）の必要性

学齢人口の減少と4年生大学への進学率の上昇により、短期大学進学者数は全国的に漸減する見込みである。滋賀県にあつては、学齢人口の減少幅が全国に比べて少なく、短期大学志願者の県内進学率が高いことから、今後も一定規模の進学者数が見込まれる。本学の過去5年間の入学者数の推移から、現状の4学科を健全に維持するための入学定員は50人減し、250人とすることが適正であると考えた。

### ウ 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程の変更内容

近年の入学者数に対して、適正規模へ収容定員を変更するものであり、今回の収容定員変更による教育方法及び履修指導方法に変更はない。従つて、変更前の内容と比較して同等以上の内容を担保している

## 学生の確保の見通し等を記載した書類

### 目 次

1. 学生の確保の見通し及び申請者としての取組状況	
(1) 学生の確保の見通し	2
(2) 学生確保に向けた取組状況	4
2. 人材需要の動向等社会の要請	
(1) 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的	6
(2) 上記(1)が社会的、地域的な人材需要の動向等を踏まえたものである ことの客観的な根拠	6

## 1. 学生の確保の見通し及び申請者としての取組状況

### (1) 学生の確保の見通し

#### ア. 設置又は定員を変更する学科等を設置する大学等の現状把握・分析

本学は昭和45年に開設し、長い教育実績を持つ短期大学として、滋賀県下の高校及び受験生に対しての安定した認知度と入学実績を保っているが、近年の短期大学全体を取巻く社会情勢の変化等により、本学の学生募集状況に影響を及ぼすこととなった。

ここ5年間の本学の各学科の入学人数は次表のとおりである。新入学定員250人にするにあたっては、直近5年間の入学人数平均は、271人であり、250人の定員充足は可能である。

【資料1】 滋賀短期大学過去5年間の入学人数及び定員充足状況

【資料2】 滋賀短期大学過去5年間の収容定員充足状況

#### イ. 地域・社会的動向等の現状把握・分析

地域に密着した短期大学である本学は、滋賀県内の高校出身者が多く、入学人数の見込では、県内出身者の進学動向が大きく影響する。

令和元年度から令和5年度までの5年間の本学の入学人数は次表のとおりである。令和5年度は209人で、高校新卒者（現役生）の入学人数比率が88.5%と高い。滋賀県内高校出身者の比率は77.5%で、新卒者に限ると79.5%となった。5年間をとおして高校新卒者（現役生）の割合が高く、そのうち県内高校出身者は7割を超えており、地元比率が高い状況にある。

滋賀県内の高校卒業者の進路については、毎年、滋賀県教育委員会が県内にある中学校・高等学校の進路状況として調査している。その中の「全日制・定時制高等学校卒業者の進路状況」を見ると、短期大学への進学者数は、減少傾向が続いてはいるものの、県内にある短期大学3校への進学が中心である。また、滋賀県の年少人口は、全国的な状況より減少幅が少なく、県の人口推計でも中学校高等学校段階の人口は大きくは減少していない。これらから、当面、県内の短期大学へは一定の進学者が見込まれると思われる。

日本社会全体として短期大学への進学者数が減っているものの、地元で学び地元で就職したい層が一定数いることから、定員充足の見込みがあると考えられる。これらの状況を見るに、今後、本学の250人の入学定員充足は十分可能であると考えている。

〔本学入学人数と出身高等学校の所在地別入学人数〕

入学年度		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
入学人数（人）		A	266	288	328	266	209
内 訳	高校新卒者	B	231	262	293	237	185
	既卒・高卒認定		4	4	6	8	8
	社会人・長期高度人材育成		16	17	12	17	14
	留学生		15	5	17	4	2
滋賀県内の高校出身者		C	206	224	244	206	162
内 訳	高校新卒者	D	196	215	243	205	147
	その他		10	11	1	1	15
入学者の高校新卒者率		(B/A)	86.8%	91.0%	89.3%	89.1%	88.5%
入学者の県内比率		(C/A)	77.4%	77.8%	74.3%	77.4%	77.5%
高校新卒者の県内比率		(D/B)	80.7%	85.5%	82.9%	86.5%	79.5%

(注) 「長期高度人材育成」は、滋賀県から委託された長期高度人材育成コースとして入学した者

## ウ. 新設学科等の趣旨目的、教育内容、定員設定等

### ・教育内容について

学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程の変更は、基本的に行わない。よって、講義、演習等の1クラスの受講者が少人数となり、丁寧な教育が期待できる。また、教育方法及び履修指導方法の変更は行わない。よって、教育や履修指導は学生に対してより丁寧な指導が期待できる。大学全体の施設・設備の変更も行わない。よって、情報機器、ピアノ等の設備がより活用でき、施設もより有効に活用できることが期待できる。

### ・定員設定について

これまでの学生募集においては、おおむね順調に推移してきたが、近年の短期大学全体を取巻く社会情勢の変化等により、本学の学生募集状況に影響を及ぼすこととなった。そのため、本学は収容定員の厳格化に基づき、短期大学を志願する者の動向を踏まえ、収容定員を減じ適正な収容定員とする。

入学定員の生活学科 80 人【10 人】を 70 人【10 人】、幼児教育保育学科 100 人を 80 人に、ビジネスコミュニケーション学科 120 人【20 人】を 100 人【20 人】に、デジタルライフビジネス学科（30 人）とし、収容定員の 600 人を 500 人に変更する。

※【 】…連係協力量科に係る内数、（ ）…連係協力量科の内数

### ・学生納付金の設定について

学生納付金については、従来と同じとする。この金額は京都府や滋賀県内にある大学・短期大学・専門学校と比較しても、妥当な金額である。

## エ. 学生確保の見通し

### ・中長期的な 18 歳人口の全国的、地域的動向等について

滋賀県内の状況については、滋賀県教育委員会が毎年まとめている「高等学校等卒業後の進路状況調査結果の全日制・定時制高等学校卒業者の進路状況」によると、卒業生数は、増減はあるものの、ここ数年は 12,000 人台を維持している。令和 4 年 3 月卒業は 12,108 人で、前年度より 416 人の減少にとどまっている。大学等進学者は 7,196 人で、進学率は 59.4%と前年度より 2ポイント増え、就職率は 1ポイントの減少である。大学等進学者のうち、短期大学進学者は 572 人で前年度より 0.9ポイント減少し、県内短期大学 3 校への進学も 300 人と前年度より 35 人の減少となった。しかし、県内にある大学等を選ぶ生徒が一定数見込まれる。

また、滋賀県が公表した滋賀県の人口と世帯数：令和 5 年（2023 年）、令和 5 年第 1 四半期月報と季報で公表している年齢人口（令和 5 年 1 月 1 日現在）で、年齢ごとの人口をみると、次表のとおり、18 歳人口が減少するものの、滋賀県においては一定規模の 18 歳人口が見込まれるところである。

これらから、今後も一定規模の県内進学者が見込まれ、県内の短大を希望する者も一定規模見込めるものと考えている。

滋賀県が公表した滋賀県の人口と世帯数：

<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/tokei/jinkou/maitsuki/329507.html>

滋賀県年齢別推計人口：抽出

年齢	18 歳	17 歳	16 歳	15 歳	14 歳	13 歳
人口（人）	14,126	13,344	13,796	13,667	13,953	13,568
18 歳との増減率		△5.5%	△2.3%	△3.2%	△1.2%	△4.0%

【資料3】 全日制・定時制高等学校卒業者の進路状況（滋賀県教育委員会）

【資料4】 滋賀県の年齢別推計人口

・競合の状況について

滋賀県内には短期大学・短期大学部が3校ある。令和元年度から令和5年度までの5年間の各短期大学・短期大学部の入学者数は次表のとおりである。各大学とも厳しい状況ではあるが、滋賀県にあっては、学齢人口の減少幅が全国平均に比べ小さく、今後も一定規模の進学者数を見込んでいる。なお、びわこ学院大学短期大学部（ライフデザイン学科）の令和5年度入学者数については、書類作成時点（令和5年5月25日）で確認できなかったため、未公表となっている。

滋賀県内にある短期大学・短期大学部の入学者数

短期大学	学 科	入学者数					R5 入学定員	R5定員 充足率
		R1	R2	R3	R4	R5		
滋賀短期大学	生活学科、幼児教育保育学科、ビジネスコミュニケーション学科、デジタルライフビジネス学科	266	288	328	266	209	300	69.7%
滋賀文教短期大学	国文学科、こども学科	56	75	70	70	44	100	44.0%
びわこ学院大学短期大学部	ライフデザイン学科	70	79	62	83	未公表	80	-

・既設学科等の学生確保の状況について

本学は、生活学科（昭和45年4月開設）、幼児教育保育学科（昭和45年4月開設）、ビジネスコミュニケーション学科（昭和62年4月開設）と、令和4年4月に学科連係課程実施学科としてデジタルライフビジネス学科を設置し、現在は4学科を擁する総合短期大学として、滋賀県を中心に学生確保に向けて取り組んでいる。これまでの学生募集においては、おおむね順調に推移してきたが、近年の短期大学全体を取巻く社会情勢の変化等により、令和5年度は、デジタルライフビジネス学科が入学定員を満了した一方、生活学科、幼児教育保育学科、ビジネスコミュニケーション学科の3学科において入学定員を下回った。なお、幼児教育保育学科とビジネスコミュニケーション学科は、令和4年度も下回っており、2年連続となってしまった。

【資料1】 滋賀短期大学過去5年間の入学者数及び定員充足状況

【資料2】 滋賀短期大学過去5年間の収容定員充足状況

(2) 学生確保に向けた取組状況

学生の確保に向けては、各学科とそこでの教育内容を十分に説明する必要があり、主に以下のような取り組みを積極的に実施する。また、併せてのPR活動を積極的に推進していく。

ア. 大学案内、チラシ等の制作・配布

高校生や教員、保護者の理解を得るために各学科を説明した大学案内等を制作し、配布する。これらの資料は、高等学校等での校内説明会、出前授業等での説明資料としても使用する。

#### イ. ホームページによる募集活動

スマホ利用を想定したホームページによる募集活動を行う。具体的には、各学科の学びや将来の就職先などがイメージできるサイトを作成し、各学科の内容や入試方法等の周知を図る。

#### ウ. オープンキャンパス・個別相談開催による募集活動

オープンキャンパスを年 10 回前後開催し、年間 500 名以上の高校生が参加をしている。オープンキャンパスでは、本学の学びの中身について積極的に高校生へ伝える機会を設けており、各学科の特徴やカリキュラムの詳細などについて、模擬授業の実施や教員・学生からの説明の場を設けたりして学生確保に向けた取組を全学で実施している。また、個別の学校見学や相談の要請についても対応している。

#### エ. 進学ガイダンス等への参画による募集活動

滋賀県を中心に隣接府県で開催される進学ガイダンス会場へ積極的に参加し、各学科の教育内容や入試方法を説明するとともに、質問に答える機会を設定して高校生に直接PRする。

#### オ. 受験雑誌等の媒体への掲載広告によるPR活動

進学情報誌に各学科の内容や入試方法等を掲載してPRを行う。また、掲載情報を見て各学科の資料を請求する者に対しては、大学案内、チラシ等の入試関係書類を発送する。

#### カ. 近隣地区の高校訪問等による進路担当への募集活動

滋賀県に加え、京都府、福井県、三重県を対象に、本学の教職員が高等学校を訪問し、主として進路指導担当教員との意見交換を実施している。この意見交換においては、本学の各学科の特徴やカリキュラムの詳細などについて伝えており、進路指導担当教員が高校生の進路希望に沿う学科の紹介ができるよう学生確保に向けた取組を実施している。また、進路担当者の質問に答える機会を設定し、PRを行う。

#### キ. 関連団体などに対する周知

卒業生（同窓生）に対し、本学が発行する学報（広報誌）を利用し、広く周知を図る。また、滋賀県内の主要な経済団体には訪問して説明する。

#### ク. カリキュラムの見直し、整理

高校生が本学の学びについて理解しやすいように、令和6年度入学生のカリキュラムの見直し、整理を実施して、各学科でコース制を取り入れる。

#### ケ. 奨学金制度、家賃支援制度の充実

経済的事情のある高校生への支援として、高校卒業時に取得している資格を対象とした給付奨学金を新設する。また、「家賃支援制度」の対象となる居住地を拡大し、進学支援の充実を図る。

#### コ. 滋賀短期大学附属高等学校との高大連携

併設校である滋賀短期大学附属高等学校と連携しながら、高校生への説明と保護者・教員を対象とした説明会への参加、高校3年生を対象としたすみれ講座（実践講座）の開講等による学生募集を行ってきた。令和4年度からは、高校2年生を対象とした体験学習会を実施して、本学に対する理解を早くから知らせる働きかけを始めた。

なお、収容定員変更の文部科学省への届け出以降は、上記に掲げた取組に加え、学生募集に関する告知広報を速やかに行っていく。

また、入学試験をはじめとする募集の内容について、ホームページ等を利用して迅速に広報していく。

## 2. 人材需要の動向等社会の要請

### (1) 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的（概要）

本学は、学則第1条において「教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、心技一如の建学の精神の基に、豊かな教養と実践的な専門の知識と技術を授け、もって社会の発展と文化の向上に貢献する人を育成することを目的とする。」としている。また各学科においては以下のとおり定めている。

- ・ 生活学科は、生活に関する専門の知識と技術を授け、科学的な視点から生活を捉える姿勢を養い、家庭及び社会でより良い生活を提案できる能力をもった人材の育成を目的とする。
- ・ 幼児教育保育学科は、幼児教育保育に関する専門の知識と技術を授け、時代や社会の要請に応え得る幼稚園教諭や保育士等の人材の育成を目的とする。
- ・ ビジネスコミュニケーション学科は、ビジネスに関する専門の知識と技術を授け、社会で即戦力となるビジネス実務能力とホスピタリティマインドをもった人材の育成を目的とする。
- ・ デジタルライフビジネス学科は、生活とビジネスの基礎及び、データサイエンス分野、デジタル分野、ものづくり分野に関する専門の知識と技術を授け、高度なデジタル社会の中でそれらを活かして活躍できる人材の育成を目的とする。

### (2) 上記（1）が社会的、地域的な人材需要の動向等を踏まえたものであることの客観的な根拠

本学における過去5年間の就職率の平均は90.4%である。学科別でみると、生活学科の学生は86.1%、幼児教育保育学科の学生は94.7%、ビジネスコミュニケーション学科の学生は87.7%と非常に高いことが分かる。

また、過去2年間の主な就職先が示すとおり、卒業生は各学科の特色を生かした職に就きつつ、社会の様々な分野における企業・団体等への就職を果たしており、本学が養成する人材は、幅広い企業・団体等から評価されていることが分かる。以上より、今後もこの状況が安定的に保たれると考える。

【資料5】 滋賀短期大学過去5年間の就職データ

【資料6】 滋賀短期大学過去2年間の主な就職先

## 【資料目次】

【資料1】 過去5年間の入学者数及び定員充足状況	2
【資料2】 過去5年間の収容定員充足状況	3
【資料3】 全日制・定時制高等学校卒業者の進路状況（滋賀県教育委員会）	4
【資料4】 滋賀県の年齢別推計人口	5
【資料5】 過去5年間の就職データ	6
【資料6】 過去2年間の主な就職先	9

【資料1】 滋賀短期大学過去5年間の入学者数及び定員充足状況

		令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
滋賀短期 大学 (全体)	入学定員	330	330	330	300	300
	入学者数	266	288	328	266	209
	(充足率)	80.6	87.3	99.4	88.7	69.7
生活学科	入学定員	80	80	80	70	70
	入学者数	53	62	86	73	50
	(充足率)	66.3	77.5	107.5	104.3	71.4
幼児教育保 育学科	入学定員	150	150	150	100	100
	入学者数	102	123	124	89	72
	(充足率)	68.0	82.0	82.7	89.0	72.0
ビジネスコ ミュニケー ション学科	入学定員	100	100	100	100	100
	入学者数	111	103	118	85	57
	(充足率)	111.0	103.0	118.0	85.0	57.0
デジタルラ イフビジネ ス学科※	入学定員	—	—	—	30	30
	入学者数	—	—	—	19	30
	(充足率)	—	—	—	63.3	100.0

※・・・デジタルライフビジネス学科「令和4年度開設」

【資料2】 滋賀短期大学過去5年間の収容定員充足状況

		令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
滋賀短期 大学 (全体)	収容定員	680	660	660	630	600
	学生数 (5月1日現在)	549	546	614	589	470
	収容定員 充足率	80.73	82.72	93.03	93.49	78.33
生活学科	収容定員	160	160	160	160 【10】	160 【20】
	学生数 (5月1日現在)	109	115	149	166 【6】	138 【15】
	収容定員 充足率	68.12	71.87	93.12	103.75	86.25
幼児教育保 育学科	収容定員	320	300	300	250	200
	学生数 (5月1日現在)	230	220	247	212	161
	収容定員 充足率	71.87	73.33	82.33	84.80	80.50
ビジネスコ ミュニケー ション学科	収容定員	200	200	200	220 【20】	240 【40】
	学生数 (5月1日現在)	210	211	218	211 【13】	171 【31】
	収容定員 充足率	105.00	105.50	109.00	95.90	71.25
デジタルラ イフビジネ ス学科※	収容定員	—	—	—	(30)	(60)
	学生数 (5月1日現在)	—	—	—	(19)	(46)
	収容定員 充足率	—	—	—	—	—

※・・・デジタルライフビジネス学科「令和4年度開設」

(備考) デジタルライフビジネス学科は、短期大学設置基準(昭和50年文部省令第21号)第3条の2に基づく学科関係課程実施学科であり、その入学定員及び収容定員は、関係協力量科の内数として( )内の数とし、関係協力量科に係る内数は【 】内の数とする。

令和4年度から

生活学科の収容定員充足率

$$= (\text{生活学科の学生数} + (\text{デジタルライフビジネス学科の学生数} \times 20/60)) / 160$$

ビジネスコミュニケーション学科の収容定員充足率

$$= (\text{ビジネスコミュニケーション学科の学生数} + (\text{デジタルライフビジネス学科の学生数} \times 40/60)) / 240$$

【資料3】全日制・定時制高等学校卒業者の進路状況（滋賀県教育委員会）

【2表】大学等進学者の学校種類別内訳

（上段 人、下段 %）

	大学等 進学者	大 学（学 部）				短 期 大 学（本 科）				そ の 他				
		計	国立	公立	私立	計	国立	公立	私立	計	通信教育	別科	高等学校 専攻科	特別支 援学校 専攻科
男 子	3,643	3,571	481	171	2,919	70	0	0	70	2	2	0	0	0
	100.0	98.0	13.2	4.7	80.1	1.9	0.0	0.0	1.9	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0
女 子	3,553	3,047	338	235	2,474	502	0	2	500	4	4	0	0	0
	100.0	85.8	9.5	6.6	69.6	14.1	0.0	0.1	14.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0
合 計	7,196	6,618	819	406	5,393	572	0	2	570	6	6	0	0	0
	100.0	92.0	11.4	5.6	74.9	7.9	0.0	0.0	7.9	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0
（参考） 前年度	7,190	6,549	749	416	5,384	636	0	0	636	5	5	0	0	0
	100.0	91.1	10.4	5.8	74.9	8.8	0.0	0.0	8.8	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0

学校種類別内訳は、大学（学部）進学者が6,618人（構成比92.0%）、短期大学（本科）進学者は572人（7.9%）である。

設置者別では、私立大学（学部）への進学者が最も多く構成比74.9%、次いで国立大学（学部）への進学者が11.4%、私立短期大学（本科）への進学者が7.9%などとなっている。

【3表】大学(学部)、短期大学(本科)進学者の地域別内訳

(人)

	計	滋賀	京都	大阪	近畿*	中部	北陸	東京	関東**	中国	その他
大 学（学 部）	6,618	1,449	2,988	1,080	268	305	141	130	50	90	117
短 期 大 学（本 科）	572	300	216	23	4	23	1	1	3	0	1
計	7,190	1,749	3,204	1,103	272	328	142	131	53	90	118
%	100.0	24.3	44.6	15.3	3.8	4.6	2.0	1.8	0.7	1.3	1.6
（参考）前年度	7,185	1,824	3,053	1,178	255	345	114	148	65	90	113
%	100.0	25.4	42.5	16.4	3.5	4.8	1.6	2.1	0.9	1.3	1.6

\*近畿:兵庫、奈良、和歌山の3県 \*\*関東:栃木、茨城、群馬、埼玉、千葉、神奈川の6県

大学（学部）、短期大学（本科）進学者の進学先地域は、京都府が最も多く3,204人、次いで滋賀県1,749人、大阪府1,103人の順となっている。滋賀県への進学者は、進学者全体の24.3%となっている。

【資料4】滋賀県の年齢別推計人口

滋賀県季報 市町・年齢・性別人口（令和3年10月1日現在）

（市町名）県計

年齢	総数	男	女	年齢	総数	男	女	年齢	総数	男	女
0～4歳	56,717	29,199	27,518	40～44歳	93,040	46,754	46,286	80～84歳	53,815	23,551	30,264
0歳	10,213	5,251	4,962	40歳	17,169	8,720	8,449	80歳	13,332	6,106	7,226
1歳	10,984	5,656	5,328	41歳	18,125	9,169	8,956	81歳	11,658	5,209	6,449
2歳	11,335	5,813	5,522	42歳	18,377	9,241	9,136	82歳	9,207	4,027	5,180
3歳	11,992	6,192	5,800	43歳	19,627	9,700	9,927	83歳	9,786	4,166	5,620
4歳	12,193	6,287	5,906	44歳	19,742	9,924	9,818	84歳	9,832	4,043	5,789
5～9歳	64,376	33,010	31,366	45～49歳	109,277	55,234	54,043	85～89歳	37,602	14,120	23,482
5歳	12,736	6,487	6,249	45歳	20,465	10,263	10,202	85歳	9,327	3,784	5,543
6歳	12,631	6,458	6,173	46歳	21,515	10,846	10,669	86歳	7,982	3,113	4,869
7歳	12,549	6,531	6,018	47歳	22,335	11,263	11,072	87歳	7,460	2,803	4,657
8歳	13,220	6,750	6,470	48歳	22,557	11,397	11,160	88歳	6,606	2,300	4,306
9歳	13,240	6,784	6,456	49歳	22,405	11,465	10,940	89歳	6,227	2,120	4,107
10～14歳	68,625	35,177	33,448	50～54歳	99,206	49,849	49,357	90～94歳	19,246	5,590	13,656
10歳	13,617	6,967	6,650	50歳	21,247	10,746	10,501	90歳	5,242	1,676	3,566
11歳	13,669	6,993	6,676	51歳	20,288	10,203	10,085	91歳	4,411	1,338	3,073
12歳	13,617	6,975	6,642	52歳	19,582	9,801	9,781	92歳	3,809	1,073	2,736
13歳	13,818	7,136	6,682	53歳	19,066	9,540	9,526	93歳	3,257	871	2,386
14歳	13,904	7,106	6,798	54歳	19,023	9,559	9,464	94歳	2,527	632	1,895
15～19歳	70,281	36,380	33,901	55～59歳	83,260	41,362	41,898	95～99歳	5,760	1,117	4,643
15歳	13,526	7,112	6,414	55歳	14,446	7,147	7,299	95歳	2,020	499	1,521
16歳	13,547	6,981	6,566	56歳	18,308	9,181	9,127	96歳	1,531	284	1,247
17歳	14,041	7,273	6,768	57歳	17,166	8,525	8,641	97歳	1,038	203	835
18歳	14,304	7,291	7,013	58歳	16,885	8,312	8,573	98歳	785	97	688
19歳	14,863	7,723	7,140	59歳	16,455	8,197	8,258	99歳	386	34	352
20～24歳	73,919	38,884	35,035	60～64歳	79,157	38,696	40,461				
20歳	15,132	7,877	7,255	60歳	15,884	7,714	8,170				
21歳	15,489	8,061	7,428	61歳	15,944	7,785	8,159				
22歳	14,956	7,853	7,103	62歳	16,210	7,874	8,336				
23歳	14,183	7,485	6,698	63歳	16,015	7,910	8,105				
24歳	14,159	7,608	6,551	64歳	15,104	7,413	7,691				
25～29歳	70,095	37,654	32,441	65～69歳	83,507	40,661	42,846				
25歳	14,352	7,799	6,553	65歳	15,935	7,688	8,247				
26歳	14,257	7,806	6,451	66歳	16,423	8,196	8,227				
27歳	14,238	7,580	6,658	67歳	16,020	7,779	8,241				
28歳	13,722	7,290	6,432	68歳	17,153	8,275	8,878				
29歳	13,526	7,179	6,347	69歳	17,976	8,723	9,253				
30～34歳	72,812	37,932	34,880	70～74歳	102,425	48,904	53,521				
30歳	13,500	7,041	6,459	70歳	18,881	9,082	9,799				
31歳	14,204	7,443	6,761	71歳	20,042	9,655	10,387				
32歳	14,587	7,549	7,038	72歳	22,388	10,654	11,734				
33歳	15,097	7,933	7,164	73歳	21,449	10,185	11,264				
34歳	15,424	7,966	7,458	74歳	19,665	9,328	10,337				
35～39歳	82,431	41,950	40,481	75～79歳	68,950	32,088	36,862	100歳以上	787	118	669
35歳	15,780	8,115	7,665	75歳	12,083	5,779	6,304	年齢不詳	13,869	8,154	5,715
36歳	15,903	8,093	7,810	76歳	12,511	5,790	6,721	総数	1,409,157	696,384	712,773
37歳	16,730	8,467	8,263	77歳	15,406	7,103	8,303	0～14歳	189,718	97,386	92,332
38歳	17,195	8,763	8,432	78歳	14,665	6,795	7,870	15～64歳	833,478	424,695	408,783
39歳	16,823	8,512	8,311	79歳	14,285	6,621	7,664	65歳以上	372,092	166,149	205,943

【資料5】滋賀短期大学過去5年間の就職データ

令和5年3月卒 卒業生数、就職者数、進学者数

学 科	卒業生	内就職希望者	内就職者	進学者
生活学科	82名	70名	67名	2名

就職率(就職者/(卒業生-進学者)) 83.8%  
 (就職希望者に対する就職率 95.7%)

学 科	卒業生	内就職希望者	内就職者	進学者
幼児教育保育学科	116名	108名	107名	2名

就職率(就職者/(卒業生-進学者)) 93.9%  
 (就職希望者に対する就職率 99.1%)

学 科	卒業生	内就職希望者	内就職者	進学者
ビジネスコミュニケーション学科	98名	79名	76名	9名

就職率(就職者/(卒業生-進学者)) 85.4%  
 (就職希望者に対する就職率 96.2%)

学 科	卒業生	内就職希望者	内就職者	進学者
全学科合計	296名	257名	250名	13名

就職率(就職者/(卒業生-進学者)) 88.3%  
 (就職希望者に対する就職率 97.3%)

令和4年3月卒 卒業生数、就職者数、進学者数

学 科	卒業生	内就職希望者	内就職者	進学者
生活学科	55人	48人	45人	2人

就職率(就職者/(卒業生-進学者)) 84.9%  
 (就職希望者に対する就職率 93.8%)

学 科	卒業生	内就職希望者	内就職者	進学者
幼児教育保育学科	119人	112人	111人	2人

就職率(就職者/(卒業生-進学者)) 94.9%  
 (就職希望者に対する就職率 99.1%)

学 科	卒業生	内就職希望者	内就職者	進学者
ビジネスコミュニケーション学科	95人	76人	75人	11人

就職率(就職者/(卒業生-進学者)) 89.3%  
 (就職希望者に対する就職率 98.7%)

学 科	卒業生	内就職希望者	内就職者	進学者
全学科合計	269人	236人	231人	15人

就職率(就職者/(卒業生-進学者)) 90.9%  
 (就職希望者に対する就職率 97.9%)

令和3年3月卒 卒業生数、就職者数、進学者数

学 科	卒業生	内就職希望者	内就職者	進学者
生活学科	50人	40人	39人	1人

就職率(就職者/(卒業生-進学者)) 79.6%  
 (就職希望者に対する就職率 97.5%)

学 科	卒業生	内就職希望者	内就職者	進学者
幼児教育保育学科	93人	86人	86人	2人

就職率(就職者/(卒業生-進学者)) 94.5%  
 (就職希望者に対する就職率 100.0%)

学 科	卒業生	内就職希望者	内就職者	進学者
ビジネスコミュニケーション学科	102人	87人	81人	5人

就職率(就職者/(卒業生-進学者)) 83.5%  
 (就職希望者に対する就職率 93.1%)

学 科	卒業生	内就職希望者	内就職者	進学者
全学科合計	245人	213人	206人	8人

就職率(就職者/(卒業生-進学者)) 86.9%  
 (就職希望者に対する就職率 96.7%)

令和2年3月卒 卒業生数、就職者数、進学者数

学 科	卒業生	内就職希望者	内就職者	進学者
生活学科	52人	50人	50人	1人

就職率(就職者/(卒業生-進学者)) 98.0%  
 (就職希望者に対する就職率 100.0%)

学 科	卒業生	内就職希望者	内就職者	進学者
幼児教育保育学科	122人	114人	114人	1人

就職率(就職者/(卒業生-進学者)) 94.2%  
 (就職希望者に対する就職率 100.0%)

学 科	卒業生	内就職希望者	内就職者	進学者
ビジネスコミュニケーション学科	96人	85人	82人	3人

就職率(就職者/(卒業生-進学者)) 88.2%  
 (就職希望者に対する就職率 96.5%)

学 科	卒業生	内就職希望者	内就職者	進学者
全学科合計	270人	249人	246人	5人

就職率(就職者/(卒業生-進学者)) 92.8%  
 (就職希望者に対する就職率 98.8%)

令和元年3月卒 卒業生数、就職者数、進学者数

学 科	卒業生	内就職希望者	内就職者	進学者
生活学科	64名	55名	54名	1名

就職率(就職者/(卒業生-進学者)) 85.7%  
 (就職希望者に対する就職率 98.2%)

学 科	卒業生	内就職希望者	内就職者	進学者
幼児教育保育学科	135名	128名	127名	3名

就職率(就職者/(卒業生-進学者)) 96.2%  
 (就職希望者に対する就職率 99.2%)

学 科	卒業生	内就職希望者	内就職者	進学者
ビジネスコミュニケーション学科	81名	76名	74名	2名

就職率(就職者/(卒業生-進学者)) 93.7%  
 (就職希望者に対する就職率 97.4%)

学 科	卒業生	内就職希望者	内就職者	進学者
全学科合計	280名	259名	255名	6名

就職率(就職者/(卒業生-進学者)) 93.1%  
 (就職希望者に対する就職率 98.5%)

## 【資料6】滋賀短期大学過去2年間の主な就職先

### 主な就職先（令和3・4年度卒業生実績、順不同）

#### 生活学科

栄養士関係 かすが保育園/甲南のぞみ保育園/あゆみこども園/カトリック長浜こども園/横大路こども園/びわ湖高齢者マンション悠々の館/一富士フードサービス(株)/エームサービス(株)/シダックス(株)/武田病院グループ/(株)東洋食品/トーカイフーズ(株)/日清医療食品(株)/富士産業(株)/(株)ミールサービスたにぐち/(株)メフォス/(株)LEOC/東近江市(会計年度職員)

企業等 アーバンホテルシステム(株)/(株)エイチフォー/草津昭和テック(株)/くら寿司(株)/(株)三立運輸/(株)ジャパンオートパーツ24/泰食品(株)/(株)ビーダブルビー/(株)和晃/(株)WORLD S/(株)ヒューマンアイズ/フクシマガリレイ(株)/(株)BANKAN わものや/びわこホーム(株)/フルール動物病院滋賀どうぶつ循環器センター

製菓・製パン関係 (株)クエスト(高級食パン専門店寄本)/(株)ドンク/(株)パレット/(株)パンドゥマルシェ/(株)ユーハイム/(株)ユキオー/(株)ロマンライフ/(株)菓匠禄兵衛/(株)満月/(株)和水や/エキュバランス/エペーヌ洋菓子/スールポッシュ/スリール パティシエオガワ/たねやグループ/パティスリー・ナチュラル・シロモト/ラッシュ(株)キルフエボン/菓子工房真下/(株)菓樂

#### 幼児教育保育学科

##### 公立園

【滋賀県】草津市/守山市/湖南市/野洲市/東近江市/近江八幡市/彦根市/多賀町

【京都府】福知山市 【福井県】美浜町 ※会計年度職員除く

##### 私立園

【保育所】アスク大津京保育園/いぶき保育園/せんだん保育園/つくし保育園/つばさ保育園/よいこのもり保育園/レイモンド大津保育園/玉野浦保育園/近松保育園/真愛保育園/光泉カトリック保育園/草津コベル保育園/第三あおば草津保育園/みらいすこやか保育園/吉身保育園/滋賀短期大学附属すみれ保育園/ばれっと園たかの/菩提寺優愛保育園モンチ/HOPPA/さくらっこ保育園/れもんのこ安土保育園/しあわせ保育園/ひこねさくら保育園/めぐみ保育園/旭森乳児保育園/森の子保育園/しらやま保育園/長浜愛児園

【こども園】石山寺こども園/永興藤尾こども園/大津さくらこども園/第二本福寺こども園/茶臼山こども園/日吉台至明こども園/わかばこども園/あゆみこども園/くるみこども園/さくら坂こども園/若鮎こども園/八宮こども園/きりはら遊こども園/認定こども園ひかりの森/認定こども園チャイルドハウス近江/おおやけこども園/京都にじこども園/柳辻こども園/みんなのき 三室戸こども園

【幼稚園】滋賀短期大学附属幼稚園/甲南幼稚園/みどり幼稚園

【施設】湘南学園/小鳩乳児院・小鳩の家/鹿深の家/発達支援ルーム po・te・to ひとくみ

【企業等】写真のすぎえ/ひとみ小町歯科/東近江敬愛病院/(株)エヌ・アイ・シー/(株)ザ・フォウルビ/(株)ネクステージ

#### ビジネスコミュニケーション学科

特別職国家公務員 自衛隊(自衛官候補生)

企業等 (株)アイズケア/(株)アクトス/(株)アヤハディオ/(株)キーテック/(株)クリスタル光学/(株)コメリ/(株)ジャパンオートパーツ24/(株)タオ/(株)ナカザワ/(株)ハヤシ/(株)ビッグモーター/(株)ヒューマンアイズ/(株)ホリゾン/(株)ホンダカーズ滋賀中央/(株)ホンダクリオ滋賀/(株)マツシマホールディングス/(株)モリヤマスポーツ/(株)ヤマダデンキ/(株)京滋マツダ/(株)国華荘(びわ湖花街道)/(株)黒壁/(株)桜花爛漫/(株)針田鉄工所/(株)八代製作所/(株)北近江自動車学校/滋賀県スポーツ協会(滋賀県立アイスアリーナ)/AL SOK京滋(株)/NIO 税理士法人/UTコミュニティ(株)/アーバンホテルシステム(株)/アルピナB(I株)びわ湖バレイ事業所/カジワラホーム(株)/キステム(株)/キョーラク(株)/グリーン近江農業協同組合/しがぎんリース・キャピタル(株)/セネファ(株)/たねやグループ/ディーゼルジャパン(株)/トヨタモビリティ滋賀(株)/(株)ベオスアイティーホールディングス/ペットショップいっぶく/モリス(株)/ヨシケイ開発(株)/レーク滋賀農業協同組合/夏原工業(株)/(財)休暇村協会/京セラ(株)/京阪ホテルズ&リゾート(株)/共栄工業(株)/佐川急便(株)/滋賀シミズ精工(株)/滋賀センコー運輸整備(株)/滋賀ダイハツ販売(株)/滋賀テレコム(株)/滋賀トヨタ自動車(株)/滋賀建機(株)/滋賀県信用組合/滋賀日産自動車(株)/守山包装(株)/小泉製麻(株)/(株)信和ゴルフメンテナンス/全国農業協同組合連合会滋賀県本部/草津学区ひと・まちいきいき協議会/草津電機(株)/大進ホンダ(株)/辰巳産業(株)/長浜市北部振興局/東びわこ農業協同組合/日産プリンス滋賀販売(株)/日本シーエムアイ(株)/日本観光開発(株)/北びわこ農業協同組合/邂逅の郷特別養護老人ホーム/(株)ミュゼプラチナム/真寿会医療関係 滋賀県医師会/市立大津市民病院/宇治徳洲会病院/淡海医療センター/京都桂病院/甲南病院/済生会滋賀県病院/瀬田川病院/武田病院/木下レディースクリニック/広島外科・整形外科医院/眞下草津医院/たかだ内科医院/あかい矯正歯科/オリーブ歯科/かが井歯科/松田歯科クリニック/松原歯科医院/草津グリーン歯科/アイセイ薬局

## 教 員 名 簿

教 員 の 氏 名 等						
調書 番号	役職者	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
一	学長	アキヤマ モトヒデ 秋山 元秀 <平成30年4月>	75	文学修士	-	滋賀短期大学学長 (平成30年4月～令和6年3月)